

第 77 回 地方分権改革有識者会議 提案募集検討専門部会 議事概要

開催日時：平成 30 年 8 月 7 日（火） 10：00～15：55

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎 4 号館 8 階）

出席者：

〔提案募集検討専門部会〕 高橋滋部会長（司会）、磯部哲構成員、伊藤正次構成員、小早川光郎構成員、勢一智子構成員

〔政府〕 山野謙内閣府地方分権改革推進室次長、加瀬徳幸内閣府地方分権改革推進室次長、齋藤秀生内閣府地方分権改革推進室参事官、須藤明裕内閣府地方分権改革推進室参事官、小谷敦内閣府地方分権改革推進室参事官、浅野敬広内閣府地方分権改革推進室参事官

※各府省の出席者については配布資料を参照

主な議題

平成 30 年の提案募集方式に係る重点事項について（関係府省からのヒアリング）

関係府省からの提案内容の説明の後、質疑応答を行った。主なやりとりは次のとおり。

＜通番 9：療育手帳の交付決定権限の都道府県から児童相談所を設置している中核市への移譲（厚生労働省）＞
（高橋部会長）一般論で必ず分権の場をお願いしているが、事務処理特例と権限移譲とは違う。事務処理特例で、移譲元の地方公共団体の関与というのは残り、交付税措置も違ってくるということなので、合理的に権限移譲ができる場合は事務処理特例でできるということは基本的には反論にならないというのが今までの分権の経緯である。ぜひそういう形で議論してきたことを御理解いただきたい。そういう分権の経緯だということは御理解いただけるか。

（厚生労働省）いろいろ経緯もよく勉強させていただきながら検討しなければいけないと考えている。

（高橋部会長）それが、まず、事務処理特例制度に関する一般論である。この事務は、交付税措置もあるのか。調べていないのであれば、調べていただいて報告していただきたい。

そのような一般論と別に、通知に基づく制度に事務処理特例制度を使うということにそもそも問題があるのではないかと。つまり、通知で制度を仕切っているところを、わざわざ条例をつくって動かすというのは、まず理屈の上からいって変ではないのか。自治体にとっては条例制定の負担があるため、そういう意味では、やはり手早く通知で移譲できるように対応するべきだが、そこはいかがか。

（厚生労働省）いろいろな面での負担というところは、もしかしたらあるのかもしれない。ただ、明石市のほうで今回の御提案をされたのは、いろいろ資料を読ませていただいたところ、いわゆる手挙げ方式での移譲だと趣旨を理解した。

結局、国としては、都道府県あるいは指定都市といった、児童相談所を必ず設置することになっているところにおいて、判定と発行を行うという療育手帳制度の基本的な大枠、基本的な枠組みを示しているわけで、今回の御提案は、そういう基本的な枠組みを超えて、明石市のほうで任意の取り組みとして児童相談所を設置して、そこで判定を行うという先進的な取り組みを行う、その一環ということだと認識している。そういう先進的な取り組みを行うことは、もちろんすばらしいことだと思うが、そういう先進的な取り組みが行われる中で、まさに手挙げということで、ほかの同様の事情のある市とは切り離して自分たちとしてやりたいということで手挙げをされるのであれば、まさに県との関係において事務の関係等も整理をされて、事務処理特例制度を活用されるというのが、ある意味、素直な整理ではないかとも考えたところ。

（勢一構成員）明石市の御事情も酌んで、お考えいただけたと思うが、やはり事務処理特例の制度と、地方分権の枠組みの中で議論してきた手挙げ方式の仕組みというのは全く別物であるため、ぜひ改めて検討をお願いしたい。手挙げ方式のほうは、あくまでも法律の制度の中で希望するところに移譲することが担保されるものになっており、事務処理特例とはそもそも枠組みが違うため、そこは御理解いただきたい。

その上で、今、児童相談所を中核市のレベルで対応できるような動きが出ているところもある中、あわせて、より身近なところで障害をお持ちの子供たちをサポートするという動きが各地で出てきている。これから広域連携なども進むため、中核市が中心になって、地域の福祉を支えるという動きにもつながってきている。

そういう意味では、先進的な取り組みであることは確かだが、今後、地域を支えていくためには、こういう

動きを制度として支援するという考え方が、国側の制度の設計としても重要なマターになるため、その辺もあわせて御検討をお願いしたいが、やはりそれでも事務処理特例でなければいけないというお考えか。

(厚生労働省) 先生御指摘のとおり、児童に対する虐待対策の充実等々、いろいろな背景があって、より身近なところで児童相談所を設置したいという御希望を持たれる自治体も幾つか出ていることは承知しており、いろいろな意味でそういった取り組みに自治体がより積極的に取り組んでいただくというのは、国民にとって非常にすばらしいことだと考える。

確かに先生がおっしゃるとおり、この通知を改めるというのも一つの解決方法になり得るし、同時に、今やりたいとお考えになっている自治体がすぐにでも取り組むことができる事務処理特例という手段も一方であるということで、それをとにかく早急に実現したいという御趣旨であれば、そういった今ある手段を使うこともできるのではないかと、そんなふうにも思ったところである。

(高橋部会長) 通知を変えるというのは簡単で、変えればよいだけではないか。そういう意味では、さっと、厚生労働省の担当局で意思決定すれば通知は変わるのではないか。

(厚生労働省) もちろんおっしゃるとおり法律の改正とかそういったことに比べて、はるかにそれは事務的な手続という点では少ないところ。ただ、同時に、そういったことを御希望される自治体同士の間の中での取り決めなり、そういったことでできるというものも、それはそれで一つの簡易なやり方かとも思った次第である。

(高橋部会長) 手挙げというのはどうなのか。やはり条件が整って手挙げするのではないのか。事務局、そこはどう整理しているのか。

(担当参事官) これは県と市との共同提案であるため、兵庫県と明石市においてはもう話ができているということである。

(高橋部会長) 手挙げというのはそういうもので、要するに、移譲元が大反対しているのに手を挙げるというのは余り考えられないので、そこはやはりそういうものだと御理解いただきたい。

それから、判定は、今は中核市でもやっているという理解でよろしいか。

(厚生労働省) それは児童相談所において、結局、心理判定とかそういった専門スタッフがいるという前提で判定ができるところ。中核市の多くは児童相談所を設置していないため、そういったところについては、県のほうの児童相談所で判定を行っている。

(高橋部会長) 児相を設置しているところでは、判定もしていると。

(厚生労働省) 障害児についての判定を行っているということ。

(高橋部会長) であるならば、提案団体では、児相があるので判定も行っていると。指定都市と同じように一貫したサービスをやりたいというところがあるということは御理解いただきたい。

(厚生労働省) 明石市の場合にはこれから設置をされるということなので、そういう意味では、これからそういう体制を整備するという御趣旨だと思う。

(高橋部会長) ぜひそういうことで、ほかの先生方、いかがですか。追加的に何かあれば。

事務処理特例というのは、そういう話なので、過去の分権の経緯も踏まえてぜひ国の方で対応していただきたい。

それから、もう一つは、私としては、やはり理論的に通知でやっている制度を条例で処理する事務処理特例でやるというのは、対象が、普通は法令に基づくものを想定して事務処理特例をやっているの、通知の制度を事務処理特例で処理するというのは、どうも理屈の上で、私はしっくりこないところがあるということも御理解いただきたい。

(厚生労働省) 引き続きもう少し勉強して検討させていただきたい。

(高橋部会長) では、そういうことで、2次ヒアリングまでにまた御検討いただければありがたい。よろしく願います。

<通番2：一時預かり事業（幼稚園型）の人員配置基準の緩和及び幼稚園免許更新対象者の拡大（文部科学省、厚生労働省）>

(高橋部会長) 貴省からの提出資料3ページ目の一番下に赤字で「更新講習を受講せず免許状が失効した者」と記載されているが、これは自動的に何ら条件も付けずに一時預かり事業（幼稚園型）の有資格者対象に含めているということか。

(文部科学省) 有資格者以外の職員として数えることができるという意味である。

(高橋部会長) 承知した。その上で、子ども・子育て支援制度に関する自治体向けのFAQでは、幼稚園教諭普通免許における旧免許状の取得者であっても、幼稚園の一時預かり事業のみに従事している者については、修了確認期限が到来した場合であっても、幼稚園免許普通免許状所有者として取り扱おうとFAQに書いてあると思う。幼稚園教諭普通免許状が未更新であっても有資格者に入れても問題ないのではないかと確認に時間がかかるのであれば、御確認の上、検討していただきたい。

(文部科学省) 申し訳ない。御確認させていただく。

(高橋部会長) 免許更新は30時間以上の講習や30,000円以上の費用が必要、かつ、大学での講習枠が空くのを待っている場合も多々あるかもしれない、負担が大きいものと考えられる。一時預かり事業だけに従事したい方に更新講習義務を課すことは、制度として適当ではないのではないかと。一時預かり事業で働くことしか考えていない方に、免許状更新まで要求するのは過大な制度ではないかと。

(文部科学省) 預かり保育を実施する立場からすると、一定の質を確保しなければならないため、現行の要件を定めている。ほかの同様の事業と比べて一時預かり事業の要件は柔軟であるため、御理解いただきたい。

(高橋部会長) 提案団体は、一定の質を市町村長が実施する研修等で担保することを考えているが、それでも要件緩和は困難か。

(文部科学省) 幼稚園で一時預かり事業が実施されるということで、幼児教育・保育の一定の質を担保するに当たっては、保育士又は幼稚園教諭の免許を所持する有資格者に携わっていただきたい。

(高橋部会長) 一時預かり事業は朝夕の一定時間に教育標準時間外の預かり事業を実施するため、幼稚園と比較しても幼児の人数や業務内容等に違いがあるのではないかと。幼稚園教諭の免許を持っていて、人生設計の中で偶然免許を更新しなかった方は、一定の研修を受けて質の担保をすること等によって有資格者として認めるなど、政策として位置づけている以上は人員確保のための施策も必要なのではないかと。

(文部科学省) 教育に係る教育標準時間の前後において行われる預かり保育は、私立幼稚園でもほぼ100%に近い96.5%、公立幼稚園でも66.0%と高い実施状況である。教育標準時間の場合と同様の質を求めている利用者もいると考えられ、一定の質なり安全の確保という観点からいっても、最低限度の基準は維持する必要があるし、可能な範囲での柔軟化は既に実施している。

(高橋部会長) 一時預かり事業の需要があるのに公立幼稚園で66%は十分な実施率だとお考えか。

(文部科学省) 十分というより、過半数は実施されているという意味である。

(高橋部会長) 残り34%の公立幼稚園について政策的な手当てをしないことを十分とおっしゃるのか。保育園についても一時預かり事業と同様に人員配置基準の緩和に関する議論があつて、そちらはかなり柔軟化していただいている。何も無条件で緩和を認めていただきたいというわけではなく、市町村としては必要な質を担保するための研修をやらせようとしているので、ぜひ御検討いただきたい。もう一つは、幼稚園教諭免許状を取得して間もない職員と、同免許状を未更新ではあるがベテランで結婚されて現場を離れていたという方と、どちらが相応しい人材かと言えば、後者の方が保護者も安心して預けられるのではないかと。御省でしっかりと制度設計を考えていただいて、ぜひ御検討いただきたい。あと、小学校教諭や養護教諭についてはどうか。保育士配置基準の特例で小学校教諭及び養護教諭を保育士とみなすことができる制度になっているが、それでも小学校教諭と養護教諭を有資格者として認めていただけないのか。

(文部科学省) 改めて確認はさせていただきたいが、保育士配置基準の特例上でも有資格者として数えることはできないと承知している。

(高橋部会長) 当分の間は、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者を保育士とみなすことができると児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第95条に書いてあると認識しているが。

(文部科学省) 同基準第97条で、前2条の規定を適用するときは、保育士を保育士の数の3分の2以上置かなければならないという規定になっている。

(小谷参事官) 保育所なので認可施設であれば全員保育士であることが基本だが、ほかの有資格者であっても保育士の代わりができることとしている。代替配置できる人数について一定の制限はあるが、無資格という話ではなく、有資格者の中で代替しているものだと理解しているが、厚生労働省、いかがか。

(厚生労働省) 然り。

(高橋部会長) 一時預かり事業においても、小学校教諭や養護教諭を保育士の横並びで考えていただければ有り難い。また、1次回答では独自事業で実施すれば良いといった内容があるが、そこは納得できない。市町村の財政力でできるところはやれば良いという理屈は、一時預かり事業を一生懸命位置づけていらっしゃる御省の

回答としては受け入れ難い。その点についても2次ヒアリングまでに御検討いただきたい。次に、免許更新講習の対象者に関する話に移るが、3分の2以上の保育士や幼稚園教諭普通免許状所有者は必置でありながら、一時預かり事業に従事する者について、幼稚園教諭普通免許状の更新講習を受講できないこととなっている。御省で一時預かり事業を位置づけている以上は、更新講習の受講枠を確保すべきである。幼稚園で勤務する方の受講枠を確保するため、そのほかの方に受講を諦めさせるのは、政策的に矛盾しているのではないか。

(文部科学省) まず、免許更新制の更新講習の対象として、教育職員免許法が教育職員の資質向上を図ることを趣旨としているため、同法の目的に沿って、教育職員になる方である必要がある。ただ、教育職員に限定されるわけではなく、教育職員として雇用される見込みがある者も含まれており、例えば現行でも一時預かり事業に従事されている方の中で幼稚園教諭としても人事の発令がなされているような方、あるいは、学校法人や幼稚園団体で作成されているような、非常勤・臨時任用が必要になったときの採用リストに登録されている方であれば、更新講習を受講することが可能となっているため、実態をもう少し把握できればと考えている。

(高橋部会長) 把握できればというのは、どういった御趣旨か。

(文部科学省) 制度の運用として、御提案の地方公共団体で当該採用リストのような取り組み、一時預かり保育をされている職員の方の発令の形態といったことを教えていただき、対応が困難という特別な事情があれば御相談させていただきたい。

(高橋部会長) 一時預かり事業での就労を朝であれば可能、あるいは、子どもが大きくなって夕方であれば可能だが、幼稚園教諭としては勤務したくないという方は、おそらく多数存在すると考えられるが、そのような方であっても採用リストに登録しなければならないのか。採用リストに登録されて実際に幼稚園教諭として採用されることとなったが、辞退しなければならないような場合、辞退という非常に精神的な負担を相手に強いる上に、幼稚園教諭として勤務する気もないのに採用リストに登録したのかと言われかねない。そのような従事者に負担をかける制度で良いのか。

(文部科学省) 一つは、教育職員免許法の目的を鑑みれば、教育職員あるいは教育職員になろうとしている方に限定がかかっているため、無限定に広げるわけにはいかないが、教育職に就かれるという御意志のある方に関しては弾力的に更新講習を受講できるよう、制度の運用面で工夫をしてくれているところ。

(高橋部会長) 同じ御省の中で一時預かり事業を政策的に実施しているため、免許更新対象の範囲を堅持するのではなく、教育職員に準ずるという形で一時預かり事業の従事者まで対象を広げ、仮に一時預かり事業者分の講習枠が確保できないならば、きちんと財務当局にお願いして財政措置をしていただかなければならないのではないか。幼稚園教員になる意思はないが、一時預かり事業で人生設計を立てたい方を落としていくという制度は、今の一時預かり事業の重要性から見ると、政策的に良くないのではないか。

(文部科学省) 現行の制度の中でも対応できる部分はあるため、今の制度で対応できない部分についてよく実態把握し、御相談させていただきたい。

(高橋部会長) 実態把握は事務局と一緒にやっていただけるのか。

(小谷参事官) 提案団体からは現行制度では支障があると言われており、私立幼稚園ではほぼ100%一時預かり事業が実施されていることから、制度的に絶対に矛盾しているというのはここにいる皆様もお気づきだと思うので、よく御検討いただきたい。また、提案団体の意向を踏まえると、免許更新対象者を拡大するよりは人員配置基準に含まれる対象者を広げていただきたい。

(高橋部会長) 実態把握はどうするのか。現行制度のままで十分という話か。

(小谷参事官) 実態把握は、提案団体からの支障として実際に出てきている。運用でうまくやれという話かもしれないが、制度上、一時預かり事業の従事者を対象に位置づけられない理由というのは理解できない。実態把握をするのであれば、共同で実施しても構わない。

(高橋部会長) 提案団体に事務局を通じてやっていただく等、いろいろやり方は考えられるため、御省には御検討をお願いしたい。

(文部科学省) 直接提案団体に御相談いただくという方法は可能か。

(小谷参事官) 許されない。

(文部科学省) 例えば、非常勤で働きたいという方であっても当該採用リストには登載することが可能であるため、常勤でなくとも現行制度で柔軟に対応が可能である。

(高橋部会長) 納得できない。繰り返すが、教育職員として声をかけられた方が断るという制度でよいのか。

(文部科学省) 断る方も既に多数いる。

(高橋部会長) それは制度としておかしい。

(文部科学省) 幼稚園の関係団体が当該採用リストを作成しており、採用の可能性があるとリストに載せてもらっている。

(高橋部会長) 嘘を付けという話ではないか。

(文部科学省) そこはその時々に応じて対応することとなる。

(高橋部会長) 非常勤で幼稚園教諭になる気がないのにリストに載せるなどということは、自分に正直な人であればやるはずがない。

(文部科学省) ただ、教育職員になる可能性がある方であれば、今の更新制の仕組み上、教員免許をしっかりと取得していただかなければならない。また、そもそもの仕組みが教育職員になる方を対象にしている。

(高橋部会長) 教育職員に準ずるということで枠を少し広げていただくということは御検討いただけないのか。若しくは、免許更新に対する附帯事業として位置づけていただくことはできないのか。

(文部科学省) 免許更新制度にそもそも附帯という考え方がない。

(高橋部会長) 法制上、いろいろところで附帯事業はたくさんある。今の一時預かり事業に需要があるため、附帯事業を位置づけていただければ有り難い。

(文部科学省) 当省としては今の運用上で対応できるのではないかと考えているため、その様な仕組みを新たにすることがいいのかどうかも含めて、やはり実態をお伺いして見て検討したい。

(勢一構成員) 一時預かり事業というニーズが当該制度にかかってくることは、恐らく想定されておらず、対象を教育職員に限定する形で規定されているものと考えられる。子育て支援として事業が展開してきている中で、質の担保のために有資格者を配置することが求められている。質の担保を支える意味でも、更新制度が本当に現行の様々な事業に対応できるような仕組みになっているのかどうか、御検討いただく必要があるのではないかと。少なくとも一時預かり事業の従事者を排除するという趣旨で免許更新制がつくられているわけではないと考えられるため、状況が変わったことを踏まえて御検討願いたい。

(文部科学省) どのように対応するかはもちろん検討するが、そもそも更新制度を導入して5年に1度見直しをしているため、平成26年に既に見直している。その時点での状況を認識した上で会議を経て仕組みを変えたため、いつとは申し上げられないが、御提案のようなニーズも踏まえ、検討しなければならぬと思っている。

(高橋部会長) 実態把握は事務局を通じてやっていただきたい。また、我々も閣議決定を控えているため、ぜひ2次ヒアリングまでに事務局を通じて御相談いただければと思う。事務局はどうか。

(小谷参事官) 一時預かり事業に従事する幼稚園教諭免許未更新者を免許更新の対象とはしないが、幼稚園教諭免許を資格として求めるというのは省として矛盾しているため、そこは説明できるようにしていただく必要がある。提案団体としては、免許更新講習の対象を拡大するよりも、幼稚園教諭免許が未更新であっても有資格者として認めることをより求めているため、有資格者の範囲を見直すことを第一にして御検討いただきたい。

(高橋部会長) その辺りをぜひ2次ヒアリングに向けて御検討いただきたい。

(文部科学省) 免許更新制自体が、先生方も御承知のとおり、教員に更新を義務づけて、それを受けなければ失効してしまうといった、制度開始時点での考え方があるため、免許制度・更新制度との整合性も、制度担当としては考えなければいけないため、実態を伺いながら検討させていただきたい。

<通番5：家庭的保育事業者等における連携施設に関する要件の見直し（内閣府、厚生労働省）>

(高橋部会長) まず昨年の分権提案で、企業主導型保育施設などが、代替保育の提供施設にしてよいという話になったと思うが間違いないか。

(厚生労働省) 小規模保育事業と事業所内保育事業を加えたところ。

(高橋部会長) そういった施設を3歳以降の受け皿の施設にも入れるということではできないのか。

(厚生労働省) まずこの家庭的保育事業等は、原則0～2歳の子どもを受け入れる施設になっている。これは子ども・子育て支援新制度をつくるときに、それまでは基本的には認可保育所一本でさまざまな保育事業に対応していくという考え方だったものを、1つは人口減少地域で20人以上の子どもが集められない地域もあること、また大都市部で機動的な待機児童対策を実施する際に、定員規模が20人以上で原則、園庭も必要な認可保育所という手段しかなかったときに、機動的な対応ができないのではないかとという声もあること、加えて待機児童の大半が0～2歳ということもあって、その年齢層に限って19人以下の定員規模の小規模保育事業であるとか、5人未満のものである家庭的保育事業、あるいはそれに類する事業所を認めたところだが、その際にも小さい

がゆえのいろいろな弱点があるのではないかと、保育の質の問題の議論もあって、それで連携施設というのが制度化された。

先ほど審議官から説明したが、連携施設の中でも3つの機能があり、そのうち代替保育というのは、例えばイメージ的に言えば職員の方が冬にインフルエンザになって1週間出てこれない。そのときの穴を埋めるといったもののため、原則、認可保育所からの応援ということをイメージしているところだが、小規模保育事業者同士が連携を結んで、お互いが苦しいときに人を派遣してほしいといったタイプも認めたとこ。しかし今、部会長が御指摘になった3歳以降の受け皿という意味で言うと、小規模保育はそもそもどの施設も0~2歳というのが原則であり、3歳以降の受け入れ機能を持っていないことが原則のため、そこは補完し合えない。代替保育についてはある程度マンパワーがあるところ同士であれば補完し合えると思うが、3歳以降というのはお互いに持っていない機能で、そこは連携施設として対応できない。

(高橋部会長) 企業内は3歳以降の受け入れができるのではないかと。

(厚生労働省) 事業所内保育事業も原則は0~2歳。

(高橋部会長) たしか後の話と関連するが、3歳以上もできるのではないかと。

(厚生労働省) 原則は0~2歳だが、待機児童が多いとか、一部の離島であるとかそういう特殊な事情があるときに、市町村が認めれば3歳以降の受け入れもできるという仕組みになっている。ただ、いずれにしても原則が0~2歳に軸足があって、3~5歳も可能であるという仕組みで、本来3歳から新しい方が入所するという前提ではない。0~2歳までいた子どもが3歳以降も引き続きいられるようなイメージの制度設計になっており、3歳から新しい子どもが入ってくる前提の施設は、認可保育所、幼稚園、認定こども園であるということになる。

(高橋部会長) 企業として従業員のために充実させたいということで3歳から利用する人もいるという制度にはできないのか。

(厚生労働省) もともと企業の方が御自分の会社の従業員の方の福利厚生としてやっている部分については、そういう法規制の枠外というか、ここでもともと想定しているのは地域枠といって、会社の方が自分の従業員だけではなくて近隣の方に開放している部分のこと。その取り扱いについては原則0~2歳で、保育需要が逼迫しているような地域はもちろん3歳以降も引き続き利用できるけれども、新たに3歳から受け入れることは想定していない。

(高橋部会長) ただ、逼迫しているときにその地域枠を使って、新たに3歳から受け入れてはいけないのか。

(厚生労働省) 連携施設としてやることは、特定の小規模保育とか家庭的保育を利用していた子どもが0~2歳で出るといえるときに、3歳になったらうちで引き受けるといえる仕組みをつくるということ。

(高橋部会長) それはできないのか。

(厚生労働省) 3歳以降の受け入れを想定している施設ではないということ。

(高橋部会長) 施設を3歳以降も受け入れることができるように想定し直せばいいのではないかと。

(厚生労働省) 先ほども申し上げたように、もともと保育所の保育事業については認可保育所や認定こども園で対応していくことが基本的な考え方としてあった。それはやはりふさわしい保育士の資格を持った方が配置されているとか、園庭があるとか等々、教育・保育の質を確保するためのいろいろな基準がある。それに対して家庭的保育事業や事業所内保育事業は、それを補完するものとして0~2歳の対応を中心として制度設計された。そこから一部、そうは言っても柔軟に取り扱わなければならないということで、3歳以降の取り扱いも例外的に定めているが、本来、3歳以降の保育需要を真正面から受けとめるための制度設計はしていない。そこは制度ができるときに1年以上議論した結果、そのような整理にしている。

(高橋部会長) しかし3歳の壁が明確にあるのではないかと。

(厚生労働省) 3歳の壁とは何か。

(高橋部会長) 3歳以降施設に入れられないという話が出てきていないか。3歳以上が非常にネックになるということがあるのではないかと。

(厚生労働省) 客観的なデータから言うと、待機児童の大半は0~2歳で、3歳になると大きく減る。

(高橋部会長) 地域によって違いがあるのではないかと。

(厚生労働省) 地域によっても3歳の待機児童が特に多い地域というのは聞いたことがない。もしあるのであれば教えていただきたい。

(高橋部会長) ただ實際上、家庭的保育事業等の連携施設を確保することが非常に困難な施設が大半というふう

に子どもは聞いているが、そこはどのようにされるおつもりか。

(厚生労働省) その話はしっかり考えていかなければならないと思っている。もともと5年間の経過措置として、とりえず連携施設がなくても大丈夫という仕組みがあり、今はそれに対応しているところ。連携施設を確保することが難しいところは経過措置によって対応している。しかし、5年間の時限措置となっているため、もともと制度をつくったときは5年間のうちに連携施設を確保していただき、5年間でこの経過措置が役目を終えることを目指していた。平成27年度に制度がスタートして半ばまで来たので、本当に5年間でこの経過措置を終わりにしていいのか、続けるにしても見直しをした上で続けるべきか、そういったことについては、他にも制度5年目に向けた検討事項は山ほどあるので、法律全般の見直し規定による見直しの中で連携施設の経過措置についてももしっかり実態を把握しながら調査をし、実態を把握しながら検討していきたいと思う。

(高橋部会長) 今の話は分かったが、ほとんど連携施設を確保できていないという状態は、もともと制度設計に若干の見込み違いがあったと思わざるを得ない。施設として自分で確保しろという制度と考えるが、マッチング制度のようなものが必要ではないか。あっせんやマッチング制度等は考えられないのか。

(厚生労働省) 部会長から御指摘いただいたが、少なくとも制度をつくるときは、もっと市町村が間に入って認可施設と小規模保育や家庭的保育等との間のつなぎをやっていただいて、連携施設を見つけていくことが進むと思っていたところだが、現実はまだ見つからない事業者が多いということは、一種の見込み違いがあったという部分はあると思う。私たちとしても、そこはあまり市町村任せにするだけでもいけないと考えており、国でも、小規模保育事業等と連携施設の連絡調整等を行うコーディネーターを置いた場合に、国が補助できる予算事業等も始めている。あるいは市町村が連携施設のコーディネーターでうまくいった好事例を全国に周知する等、我々として今できることはしているところだが、引き続きしっかり頑張りたいと思っている。

(高橋部会長) ひるがえっていろいろやられてこういう状態だということは、ある意味では逆に戻って、例えば東京都の認証保育所とか特区小規模保育施設などは、国や地方公共団体が一定の基準を満たしていると位置づけているのだから、そういうものまで連携施設を広げていくというのは一切考えられないのか。

(厚生労働省) 5年後の見直しをする中では、いろいろな実態を見ながら幅広い検討をしていきたいと思っているところだが、もともとの考え方からすると、先ほども申し上げたように基本的に保育事業については認可保育所ですっきり見ていく。そこはそれにふさわしい人員配置や設備基準があるというところで、その支援を受ける形で小規模保育事業、家庭的保育事業等についても保育の質を担保していこうという制度設計だったのであることから、認証保育所は東京都の基準があって、認証されているものだと承知しているが、国の基準で見れば、保育士の配置が足りない等、認可の基準を満たしていないため、もともと連携施設としては想定されていない。

(高橋部会長) 0～2歳が重要だとおっしゃる割には、0～2歳の待機児童解消の1つの有効な手段である家庭的保育事業等について、ここがネックになっているという状態は制度としては看過しがたいのではないかとと思うが、見直しはいつまでに結論が出るのか。

(厚生労働省) 有効期限という意味で言うと平成32年3月31日ですから、当然そこまでには結論が出ている。

(高橋部会長) もう既に検討は始められているのではなかったか。

(厚生労働省) 5年後見直しに向けての検討は、すぐに結論が出るものではないが、子ども・子育て会議でも議題にして、今年の秋ごろから少し検討を深めていきたいと考えている。

(高橋部会長) 4月から2回開催していると伺っているが。

(小谷参事官) 法律改正が必要なものもあれば、省令や通知でいいものもある。法律となれば国会等もあり、スケジュールが限られてくるので、項目によって差があると承知している。

(高橋部会長) 連携施設に関するものは法律事項か。

(厚生労働省) 連携施設は省令事項である。

(高橋部会長) ただ、これは喫緊の課題であり、閣議決定を背負っている身としては前倒して検討していただきたい。5年後見直しの項目の中でも重要事項として前倒して検討していただきたい。それを含めてまた2次ヒアリングに向けてお話をさせていただきたい。

(伊藤構成員) 繰り返したが、認可外保育施設と言っても利用者の側からすれば認可保育所に入れなかった場合には当然、認可外というのも選択肢に入るわけで、特に大都市などでは一種、代替的に機能している。そうすると卒園後の受け皿という面では、利用者としては保護者としては認可外というのは当然選択肢に入ってくると思うのが通常と考えるが、それを一律に排除するというのは制度の考え方として利用実態を踏まえていな

いのではないかというのが1つ。

もう一つ、今度、幼児教育無償化という話があり、当然、認可外に通っている方も対象になっている。その面で国の制度としても認可外も対象に入っており、認可と認可外で明確な線引きをすると、特に卒園後の受け皿という面では利用実態と離れているのではないかと感じる。

(厚生労働省)むしろ私どもの子ども・子育て支援新制度をつくった趣旨としては、伊藤構成員の御指摘のあった趣旨を踏まえたものだと思っており、先ほどの繰り返しになるが、新制度ができる前は保育事業は認可保育所だけで対応しており、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業も制度施行前はまさに認可外だった。しかし現実問題として認可外の施設も保育の受け皿として機能を果たしており、その中で一部、質のいい施設は地方公共団体が地方単独事業で東京都の認証保育所をはじめ、横浜の保育室等、そういった制度をつくっている地方公共団体を十分参考にさせていただき、従来は認可外と言われていたものをちゃんと制度に取り込み、国の給付が出るようにしてつくられたのがこの家庭的保育事業等であり、子ども・子育て支援新制度であるということ。

今ここで議論されているのは、そうやって保育の受け皿として以前は認可外と言われていたものについても広げたということを前提に、その保育の質を確保したり応援をするためにどこが応援元になるか、支援元になるのかというときに、現在、支援元になる施設は認可保育所、幼稚園、認定こども園に原則限られている。一部、代替保育については小規模保育事業者が相互に実施することも可能にしているところではあるが、あくまでも保育事業に応えるために、認可外の方々にも枠を広げて公費が出るようにしたという制度改正の前提のもとでの支援の仕組みについて今、議論をさせていただいているところである。

(伊藤構成員)今回は連携施設の議論であり、特に卒園後の受け皿という側面であるため、別に受け皿になるから支援をしろと3歳以上の受け入れをする認可外の方々と言うわけではなく、あくまで卒園後の受け皿の対象に入れてほしいという議論であることから、そこは違う気がする。

(高橋部会長)その点も踏まえて検討いただきたいと思う。最後に、特区小規模保育施設は認可施設であり、そこはすぐにでも対象に入れていただければありがたいと思う。

(厚生労働省)おっしゃった国家戦略特区の小規模保育は、先ほど申し上げたような代替保育の提供先としては既に認められている。

(高橋部会長)いや、もともと特区小規模保育施設も正式な認可施設であるため、卒園後の受け皿施設として位置づけてもいいのではないかと。

(厚生労働省)認可施設の意味だが、小規模保育とか家庭的保育も地域型保育施設としての認可は受けているが、先ほど認可施設と申したのは、保育所としての認可という意味である。

(高橋部会長)しかし、特区小規模保育施設も国が認めた保育施設なので検討いただきたい。

<通番7：保育所型事業所内保育事業の受入れ児童の対象年齢の拡充等（内閣府・厚生労働省）>

(高橋部会長)現行制度においても対応可能とのことだが、児童福祉法第6条の3第12項2号について、どのような場合に要件に該当するのか判断とせず、自治体としても要件に該当するか否か判断ができないのではないかとと思うが、FAQではどのように示しているか。

(厚生労働省)FAQの中では、「事業所内保育事業を利用する子どもが3歳以上になった場合、引き続き事業所内保育事業を利用することは可能か」との問いに対し、「一定の条件のもと、3歳以上も利用することは可能」という回答をしている。

(高橋部会長)抽象的に可能であると示されても、判断しがたい。要件について例示をし、明示する必要があると思うが、対応できないか。

(厚生労働省)通知では具体的に示している。あくまで例示であって、例示以外のものを否定する趣旨ではないが、1つは保護者が居住する地域に保育所や認定こども園がない場合、この場合は、明確に事業所内保育所の人が続けて3歳以降も利用可能である。また、年度途中で2号認定になったときに、その地域で保育所や認定こども園はあるけれども、2号認定に係る利用定員に空きがないような場合も引き続き利用ができる。あるいは、事業所内保育所で従業員の子について、保護者の強い希望がある場合にも受入可能との例示している。

(小谷参事官)いずれにしても3歳以上は原則受け入れ不可とした上での例外措置である。待機児童がいない地域や、他に保育所はあるが、0～2歳まで一緒にいたメンバーで利用を継続したいという保護者の声、友達と別れるのは嫌だという児童の声もある。提案の趣旨は、現在は例外的に3歳以上の受入が認められている制度

を、原則2歳までと言わずに、3歳以上もというもの。また、実際の手続において、原則は2歳までとなっているため、国家戦略特区で現在認められている小規模保育の3歳以上の受入についても、3歳以上で継続利用が必要か否か詳細にチェックされ、時間もかかるため、現在、特区では適用されていないという実情もある。そのような事情も含めての提案と承知している。

(高橋部会長) 対象とする児童の年齢を拡大してほしいということか。

(小谷参事官) そうである。現在は、例外として、様々な条件のもとで認められているものを、通常の保育所と同じ規模の事業所内保育所もあるため、そのような事業所は原則として5歳まで受け入れしてはどうか、という提案かと承知している。

(厚生労働省) 事業所内保育を制度上、原則5歳までとするという提案であるならば、その点は、子ども・子育て支援新制度の創設時にも議論を行っている。3歳以上では集団保育の中での教育、保育士あるいは幼稚園教諭の資格を持った方々による保育、一定の設備基準等の環境が基本となり、3歳以上については、認可保育所、認可幼稚園、認定こども園という仕組みの中で対応すべきであると考えている。

ただし、現実問題として、3歳になって保育利用が中断することがあってはならないので、例外的に3歳児以上の受入に関する規定が設けられている。実際には、自治体が地域の実情に応じた柔軟な対応ができなくなると、ある程度抽象的な規定のもと、例示を通知で示している。あとは自治体の実情に応じて柔軟に運用していただければと考えている。

(高橋部会長) 柔軟に運用できることを明確に示していただくことが重要だと考えているが、どうか。ハードルの高い例示なので、それはあくまでも例示であって、地域の実情に応じて柔軟に考えていただきたいという通知になっているか。

(厚生労働省) 我々としては、制度論として、認可保育所や認定こども園が利用できる状況で、事業所内保育を利用し続けることは制度の趣旨には合っていないと言わざるを得ない。ただし、従業員の方の保護者の強い希望がある場合も例示として挙げている。

(高橋部会長) 例示にあるのか。

(厚生労働省) 事業主が雇用する労働者の子どもの保護者の希望により満3歳以降も引き続き利用する場合も例示に挙げている。

(高橋部会長) 地域枠で引き続き保育所を利用したいという人は利用できないのか。

(厚生労働省) 地域に認可保育所や認定こども園の定員に空きがあるという状況であって、他の要件にも当たらないのであれば、認可保育所や認定こども園に移り、しっかりとした保育教育の環境のもとで小学校につなげてほしい。

(高橋部会長) 利用定員が20人以上であれば事業所内保育でも通常保育所と同様の基準ではないか。その場合には、継続利用できるのか。

(厚生労働省) 20人以上では認可保育所と同等の基準が適用されている。

(高橋部会長) ならば、20人以上であれば、3歳以上の利用もできるのではないか。同じ基準であれば、質の担保は大丈夫なのではないか。

(厚生労働省) 事業所内保育所をどう位置づけるかという法律上の立付けもある。

(高橋部会長) 利用する子どものことも考慮すると、事業所内保育で十分であるのに、3歳になったら移らなければいけないというのは酷なのではないか。事情があれば継続した利用を認めるということで柔軟化することはできないか。

(厚生労働省) 指摘も踏まえて整理はするが、基本的には認可保育所、認可幼稚園、認定こども園は、一定の質が担保された教育保育を提供しているという前提である。3～5歳の間にどのような教育保育を受けるか、その後、小学校での教育にどのようにつなげていくのかという観点もあるため、3歳になって保育園を移ることが酷であるということだけを重視することも適切ではないと考えている。

(高橋部会長) 企業内保育所は、厚生労働省として力を入れている制度と聞いているが、それでもできないのか。3～5歳の受け皿としては、相当重点化して充実させている制度ではないか。

(厚生労働省) そのとおりである。再度、整理はするが、認可保育所と比べると行政との距離も少し違う。もともと企業が従業員の福利厚生のために始められた施設であるため、そこで進めている小学校と保育所、幼稚園の連携、小学校に入ったときに急に子どもが断絶しないようにするための取り組みなどが機能するのかなど、考えなければならない問題もあるのではないか。

(勢一構成員) 指摘のとおり、制度のあり方、原理原則は非常に大事だと考えている。大事ではあるが、それが本当に現場で対応できる現状であるかということ制度の所管省庁としては考えてほしい部分である。各地域で需要は異なり、保護者が選ぶとしても、また、自治体がそれを支援し、選択してもらうとしても、制度の原理原則に沿った形では希望するところには入れないというのが現場の実態である。そのため、制度の趣旨に沿いたくても沿えないような問題も一部発生しているところ、今回の提案を細かく分析し、どのようなところで問題が起きているのか把握した上で、現場を支援するような制度の調整をお願いしたい。

(厚生労働省) もともと制度5年目の見直しがあるが、必ずしも制度を全部変える前提ではなく、制度全般について1回点検をするというものである。その中で変更すべきものは、変更し、現状で機能しているものがあれば継続するということである。当然、家庭的保育事業等についても新制度で新しく制度化されたものであるため、そのような総点検の中には入るものと考えている。現場の実態も調べ、その上で改善すべき点があれば改善し、そうでなければまた現行制度の充実を図っていくことになる。

(高橋部会長) 卒園後の受け皿としての連携施設というのは、人数等を含めて明示した上での連携か。抽象的に連携しているというだけか。

(厚生労働省) 実際は、小規模保育の事業者、家庭的保育等と、認可保育所、認可幼稚園で協定書のようなものをつくり、具体的なことを決定している。例えば、毎年5人は受入してほしい、などというのをやっている場合もあるのではないか。

(高橋部会長) 抽象的に人数を決めずに連携ということをやっている場合もあるか。

(厚生労働省) あるのではないか。うまくいっている例としては、預かり保育をやっている幼稚園と小規模保育の連携などは、幼稚園が3歳からなので、お互いに被るところがなく、比較的うまくいっている。ところが、認可保育所でやろうとすると、認可保育所自体が0～2歳の子どもを抱えた状態で3歳になるため、3歳児の受け入れというのをどうするかというのがまた1つ課題になる。一方で、保育内容の支援や代替保育の提供という意味では認可保育所のほうが幼稚園よりも強みを持っている。

(高橋部会長) 制度が複雑である。検討いただき、2次ヒアリングまでに論点整理して対応いただきたい。ありがとうございました。

<通番11：学校給食費に係る児童手当からの特別徴収（文部科学省）>

(高橋部会長) まず、公的主体として主体があるときに、公的主体だけを強制徴収可能にはできないという話だと思うが、私立学校の授業料とかはどうなのか。それは強制徴収できないのか。

(文部科学省) 強制徴収ではなく、裁判所の手続によって徴収する。

(高橋部会長) 公立学校も授業料はそうなのか。

(文部科学省) 公立学校において授業料は徴収していない。

(高橋部会長) 国立大学法人の附属学校も私立学校と同じか。

(文部科学省) 然り。

(高橋部会長) 法人化前はどうか。

(文部科学省) そこは確認の必要があるが、整理上変えているとは思えない。おそらく法人化前と同様と考える。同じような形で裁判手続をとっていたと思う。そこは確認をとっていない。

(高橋部会長) たしか会計法上の事項だったのではないか。

(文部科学省) そこは確認する。

(高橋部会長) だから、3番目のところははっきり言って理由にならない。もう一つが、4番目なのだが、これについては内閣法制局には行って、こういう根拠だと内閣法制局が言ったのか。

(文部科学省) 内閣法制局には行ってない。当省で検討した結果である。

(高橋部会長) 内閣法制局に貴省の見解が理屈として通るか確認していないのか。

(文部科学省) 確認していない。なぜなら検討した結果、私どもとしては、結局、この目的と手段をひっくり返さなければならないようなことをしなければいけないと思われたため、法制局に説明するまでもないと判断した。

(高橋部会長) 地方自治法231条の3で、一般的に強制徴収ができる制度になっていることは間違いないか。

(文部科学省) 強制徴収ができる根拠法は231条の第3項で間違いない。

(高橋部会長) 第3項の規定で幅広く強制徴収の対象にできているものと考えているが貴省の考えは如何か。

(文部科学省) この規定に基づき、地方税の滞納処分の例により処分することができる」と規定した場合においては、強制徴収できるということである。

(高橋部会長) 今の話はどういう意味か。

(文部科学省) 231条の第3項は、分担金、加入金、過料、法律で定める使用料その他の地方公共団体の歳入ということが定められており、この法律で定めるその他の地方公共団体の歳入、すなわち、法律で定めればこの対象とすることができるということだが、どのように書くかということ、地方税の滞納処分の例により処分することができる旨を書くこととなる。具体的な例が、12ページ以下のものである。

(高橋部会長) だが、その法律で定める分担金、加入金、過料は、別に法律で定めなくてもいいというわけか。

(文部科学省) 然り。

(高橋部会長) 要するに条例等でできるはずではないか。結局、まずは法律で定めればいいということではないか。

(文部科学省) そのとおり、法律で定めればよいということである。

(高橋部会長) 法律で定めることができない根拠は、義務だから、義務ではないからというのが貴省のお考えか。この法律で定める使用料の例として附則に書いてあるが、これは義務なのか。地方自治法の附則6条、港湾法、土地改良法、下水道法、漁港漁場整備法、全部自治体の義務になっているのか。

(文部科学省) そちらについては、確認していない。

(高橋部会長) 調べてから物を言っていたきたい。これは義務ではない。必ずやらなければいけないと義務づけていない。

(文部科学省) 今回、調べたのは。

(高橋部会長) だから、調べが足りないと言っている。

(文部科学省) 先生がおっしゃっているのは、分担金などの件か。

(高橋部会長) 法律で定める使用料の例、附則の6条。これは六法を見れば法律で定める使用料ということ出ている。

(文部科学省) もう一度調べさせていただきたい。ただし、いずれにしても、なぜこれを法律で義務づけなければいけないのか説明することが困難である。

(高橋部会長) 先ほどから義務づけるということは関係ないと言っている。

(文部科学省) 私どもが一番気にしているのは、公私共通の制度であるのが学校給食法であるにもかかわらず、なぜ地方公共団体にのみ自力執行権が付与されるのかということである。

(高橋部会長) だから、法律で定めればいいのでは。

(文部科学省) どうして法律で定めて自力執行権を地方公共団体に認めることができるのか。

(高橋部会長) 学校給食について、公立であまねく実施しているわけではないのか。努力義務ではあるが、基本的に、いわゆる食育法とか、いろいろな関係で学校給食は重要だと位置づけられているのではないか。

(文部科学省) 私どもとしては、学校給食は、教材の一つという考え方をとっている。食育を行う上での教材の一つとして学校給食を活用しているが、学校給食がなければ学校教育ができないというものではないと考えているところ。

(高橋部会長) 実施している場合についての徴収の話をしている。公立である以上は、多様な方が在学する中で、給食が重要という話があり、ほとんどの小学校で実施しているのではないか。実施している場合に、学校給食費について徴収することの必要性を法律で定めればいいのではないかという話をしている。要するに、貴省の考えは法律で定める根幹は義務だからという話だが、法制上の建前からいって、義務ではないものでも法律で定めれば徴収できる制度になっているのではないかとやっている。

(文部科学省) 申し訳ないが、先ほど御指摘のところは見えていないので、今、申し上げられないが、先生がおっしゃるとおり、法律で規定すればできる。ですが、一旦穴をあければ幾らでも広がる世界だということ。これは学校給食費にかかわるだけでなく、ありとあらゆる教材費等にもかかわる問題。学校教育においては、例えば、教材としまして、算数ドリル、国語のドリル等、ありとあらゆるものがある。そのような徴収金にもかかわってくる問題であるがゆえに、安易には広げられないということ。

(高橋部会長) なぜその主張を資料に書いていないのか。

(文部科学省) 今回は学校給食費についての検討と伺ったからである。

(高橋部会長) 学校教育におけるその他の徴収金にもかかわるため、安易に広げられないとおっしゃるのであれ

ば、資料に書けばいいと考える。なぜ資料に書いていないのか。

(文部科学省) これは学校給食費についての検討のみを書いた資料だが、その他の徴収金についても書いてよいということであれば、持ち帰って追加もする。

(高橋部会長) だから、その他の徴収金との均衡で学校給食費だけを広げられませんというのは、貴省の実質的な根拠の一つになるのではないかと。なぜそれを書かないのか。

(文部科学省) 繰り返しになるが、今回は学校給食費についてということだからとしか申し上げられない。

(伊藤構成員) この提案の対象が学校給食費ではあるが、特別徴収できない理由がほかにも波及するからというのは、ある程度の説得性はある。我々としてはそこを乗り越えてやっていただきたいということなのだが、なぜそういった説明をされないのか。他省であれば、例えば、こういう制度をやるとほかにもこのように波及するので今回はできませんという御対応をされることもあるが、なぜそういうことをやらないのかということが1つ。それから、実施義務が法令に規定されていなければいけない、逆に、学校給食法にそういう規定を置かなければいけないということになるからということだが、ほかの法令でも、必ずしも実施義務が法令に規定されていないものについても特別徴収の対象になり得るものがあるので、そこはもう少し調べていただきたい。この論理自体、納得できないと感じているため、その部分をもう少し対応していただきたい。

(文部科学省) 本日お示しした資料の14ページでも、実は1つ義務ではない規定はある。

(高橋部会長) だったら、なぜそのような資料を出してくるのか。

(文部科学省) 申し訳ないが、その点について説明をさせていただきたい。

(高橋部会長) はっきり言って、私は相当不快に思っている。

(文部科学省) なぜか。

(高橋部会長) 要するに、主張の根拠が義務だからと言って出してきた資料の例の中に穴があるわけではないのか。

(文部科学省) 義務だが、それはここに書いてあるとおり、事業か行為ということ。

(高橋部会長) だから、義務だからという根拠で出されている例の中に義務ではないものがあるということは、説明上おかしい。

(文部科学省) それは事業は義務ではないが、市町村に費用の支弁義務がかかっており、義務はやはりかかっているということ。

(高橋部会長) しかし「支弁することができる」というものもある。母子保健法21条の4、第3項に「支弁することができる」と書いている。児童福祉法に関する法令でも、児童福祉法50条第5号で「療養の給付を行うことかできる」という規定になっており「できる規定」になっている。

(文部科学省) 「できる規定」はあるが、今、私が申し上げていたのは、13ページの児童福祉法21条の6で、障害児通所支援等に関する規定の部分については、事業の実施自体が「することができる」になっているわけだが、この支弁義務が同条51条にかかっており、市町村が支弁する。要は、事業は「することができる」であるが、事業を実施した場合には、その支弁義務があるということである。

(高橋部会長) 要するに給食だって同じではないのか。

(文部科学省) 給食については、市町村に対して支弁義務も課していない。先生がおっしゃるとおり、学校給食法に市町村の支弁義務を規定すればできると思う。しかし、いずれにしても学校給食においては義務という形でやってきていない。それは昭和29年に法律を制定して以来ずっと努力義務で実施している。

(高橋部会長) 支弁義務は、要するに、給食は現物でやって、現物費は払うという話なのではないのか。

(文部科学省) 学校給食費については、食材費である。それ以外の施設設備、人件費は、もとより学校設置者が持っているということで、食材費のみ保護者から徴収している。

(高橋部会長) しかし、一部支弁であっても、要するに、払ってもらわなければいけない債務が相手方にあるわけではないのか。

(文部科学省) 然り。

(高橋部会長) だからそういう話です。繰り返すが、「できる規定」があつて、必ずしも義務という話ではないものがあること、かつ、今申し上げたように、地方自治法の施行でも少なくとも事業自体を義務づけているとは思えないような事例があることを考えれば、はっきり言って、事業実施自体が義務だから、義務ではないからという主張は、説明として破綻しているのではないかと。思う。

(文部科学省) 私が申し上げたいことは、先生がおっしゃるとおり、義務でなくてもできるということでも、法

制上はできると思う。どこまでいっても法制上はできるというのが正直なところ。しかし、一旦拡大したならば、強制徴収という制度はどこまでも拡大するもの。

(高橋部会長) だから、それは最後の話ではないか。

(文部科学省) 私どもは、法制局に説明する上では、強制徴収がどこまでも拡大する中でなぜここだけとどめるのかということ、いずれ説明しなければいけない。

(高橋部会長) それならそのように資料に書けばよいのではないか。

(文部科学省) 承知した。

(文部科学省) ならば、そのように書いて再提出する。

(高橋部会長) なぜ審議官が出てこないのか。今回のような説明をするのだったら、審議官が出てくるべきではないか。他省庁は審議官が出てくる。はっきり言って、審議官に説明をさせたくないから審議官を出さないというふうにしかならない。

(文部科学省) そうではない。

(高橋部会長) こんな説明なら、私はそのように受け取る。はっきり言って、これはずさん極まりない説明である。要するに、ヒアリングでこのような資料を出してきたことは初めて。

(文部科学省) 申し訳ない。

(高橋部会長) これまでもずっと公会計化等も含めて議論してきたのではないか。去年までの検討の経緯を無視して、なぜこのような資料が出てくるのか。

(文部科学省) 去年の検討においては、法制的な検討をするというのが第1の宿題として残っていると聞いている。

(高橋部会長) だから、公会計とか、いろいろなことを検討してきて、その検討結果も出されなくて、いきなり論点の違う話が出てきたではないか。

(文部科学省) 論点は違ってない。

(高橋部会長) 公会計や私会計の話は。

(文部科学省) それは課長から冒頭に御説明したとおり、別途進めている。しかし、法制的な検討が間に合わないということで、昨年度、そこが一番の宿題になっていたと理解している。したがって、そこを御説明させていただいたということ。先生が御指摘のとおり、できるという事業もあって、この説明では不足するというのであればさらに調査をしてまいるが、いずれにしても、私どもが一番気にしているのは、強制徴収というような強力な強権的な手段をなぜそんなに地方公共団体に安易に認めるのか。それは別に国であっても同じことであり、裁判上の手続という手段もある。

(伊藤構成員) その点は、昨年検討していただいたときに、法制的な検討に時間がかかるということと、先ほどの波及効果が大きいというお話もあって、法制局に持ち込む際に、立法事実をちゃんと積み重ねないと法制局も納得しないだろうと議論した。その部分は、昨年時点、将来的な次の年度に向けて、文部科学省としても立法事実を集めていただきたいとお願ひしていたはず。その作業はどうなっているのか。

(文部科学省) 例えば、徴収状況についての調査を実施し、それを7月末に公表しているところ。しかしながら、平成17年から何回か実施しているところだが、滞納率が増えているというデータは出てこない。

(高橋部会長) なぜその資料をこの場に用意しないのか。

(文部科学省) その資料もお示しすることも可能だが、今回は一番の主眼が法制的な観点ということであったため、この資料にしたというだけのこと。説明が足りないということであれば、調査したデータ類も含めてまた御用意させていただく。

(高橋部会長) ですから、法制的な整備についてもいろいろと資料には疑義があると申し上げている。

(文部科学省) 承知した。そこはさらに調べて整理させていただく。

(高橋部会長) それでは、次回ヒアリングに向けてよろしくお願ひする。

<通番13：農地中間管理事業に係る制度の見直し（農林水産省）>

(高橋部会長) 縦覧等の制度について、規制改革会議において不服申立ての機会を付与するよう意見があり設けたという理解でよろしいか。

(農林水産省) 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積円滑化事業を行う団体として、市町村や市町村の公社、JAがある。特にJAがこの円滑化事業を行って集積をする過程でJAと取引の多い人を優先するといった

ような声が多かったわけではない。例えば、JA から離れて自分でいろいろな農産物も販売するといった、規模を大きくやっておられる方々からすると、その地域の利用からいけば自分が本来借りたほうがいいのに、そういった意向が働いてしまう。そういった観点から規制改革だけではなくて御意見が出た。

(高橋部会長) ただ、その場合に、不服申立ての機会を与えることと縦覧の制度を設けることは必ずしも同一ではない。不服申立てできると1カ条を書けば別に縦覧の手続を設けなくてもいいように思うが、そこはなぜ縦覧になったのか。

(農林水産省) 不服というよりは、むしろ意見。権利が移転してしまってから不服ということではなくて、権利を移転するより前に、地域によっていろいろな意見を踏まえて最適な形にするための余地ができるということ。

(高橋部会長) 手元の資料によれば、平成25年の第16回規制改革会議で行政不服審査法上の不服申立てができることを明確にする必要があるという整理を受けて、第17回規制改革会議で認可申請があったときには縦覧に供して意見を提出できることにするという対応になったとある。

(農林水産省) 恐らく両方の合わせ技ということだと思う。現場の実態としては、全体で事前に調整されるチャンスがあったほうが円滑にいくという判断から、こういう形のプロセスをとった。

ただ、実際、これに基づいて意見が出てきているのかというと、各県からの要望にもあるように、現状そういったものはないと我々も聞いているので、そういったことを踏まえてどういう形がいいのかということを考えていかなくてはいけないとは思っている。

(高橋部会長) 要するに、公平な事前調整をするまでもないような形で現在は運用されていると。

(農林水産省) というよりも、実際には多くの場合、事前に意見を聞くなど調整をしている結果として意見が出ていないという部分もあるようなので、そういったことをむしろ尊重していきたい。

(高橋部会長) そういう形でその地域の合意ができていれば、あえてこういうような負担を都道府県にかける必要はないのではないかとこの方向で御検討いただければありがたい。

御検討スケジュールはどのようなふうを考えているか。

(農林水産省) この秋ぐらいから検討を本格化させ、できるならば次の通常国会に法案を提出したい。

(高橋部会長) どこかの審議場に諮らなければいけないかということはないのか。

(農林水産省) 必ずしもそうではない。

(高橋部会長) 次の通常国会というペースだと、比較的早く進めていただけると受けとめてよろしいか。

(農林水産省) そういう方向で頑張りたい。

(高橋部会長) ありがたい。

(伊藤構成員) 提案の中では、この御説明いただいた資料の20ページのプロセスの中で、配分計画について都道府県知事が認可をすることになっているわけだが、特に市町村などから、この都道府県知事の認可が必要とされている理由について疑義がある。先ほど市町村域を越えて経営しているようなケースがあるという説明もあったが、都道府県知事による認可はどうしても必要とお考えか。

(農林水産省) まず、集積計画だが、これは市町村がつくる行政的な計画であり、市町村長の公告によって私人間の権利が移転されるという性質のものである。それとパラレルな形で配分計画を構想して、今、運用しているところである。権利が移転するという効果を持たせるために、行政庁たる県知事が登場して出てきている。そのため、例えば、機構が計画をつくったというだけで権利が移転するというのではなくて行政庁の一定の行為に係らしめるということで都道府県知事が登場するというスキームになっている。

なぜ都道府県域かということは、先ほどの説明の中の市町村域を越えるものがあるという理由が1点と、この農地中間管理機構が都道府県に1つ置かれていて、その業務上の監督等は都道府県知事が行う機関だからである。

(伊藤構成員) 例えば、1つの市町村の中で完結するようなものについては、市町村長に認可権限を移譲することはできないのか。

(農林水産省) 権限を移譲するかどうかということを決めて検討しているわけではないが、手続き期間の短縮を検討する過程において行政機関でいうと市町村域と都道府県域の2段階に分かれていることがネックだという認識は持っているので、ここを立法的に短くできないかという観点から検討を進めていきたい。

(高橋部会長) では、その支障を解消できるような立法的な手だてをあわせて御検討いただけるということよろしいか。

(伊藤構成員) 市町村としては、多分集積計画の段階でかなりいろいろな情報を持っていて、かつ、配分計画案

の作成でもその情報を使ってやっているということなので、市町村単一の中で完結するような仕組みのほうがむしろスピーディーに対応できるという御意見もあるかと思うので、ぜひ御検討をお願いしたい。

(高橋部会長) 期間延長手続の緩和だが、御説明だと、改正土地改良法施行後は、同意を前提として取得しているからいいのだということだが、その当該所有者について、改正土地改良法施行前にやっても事後に同意を取りつけるということは不可能なのか。

(農林水産省) 同意をとるということは行為としては可能だと思うが、今、どうやって同意をとっているかというところ、農地中間管理機構に対して農地所有者が貸出しを申し出るときに、機構関連事業が行われる旨の説明を受けるという形にしている。そういうことで機構の借受けプロセスと同意をとるということが手続上うまく一体化しているので、ちゃんと同意がとれるということになっている。

部会長が御指摘の、既に借受けが進んでいるものについて同意だけをとるということは、今、制度とのリンクはないので不安定だ。

(高橋部会長) 制度とのリンクをつくれればいいのでは。

(農林水産省) そこは、説明の中で申しあげたボリューム的なこともあるかと思う。つまり、機構関連事業というものが、平成30年、今年から動き出しているが、将来に向かってあらかじめ同意をとるということを進めていっており、既往のものはこれからどんどん権利の設定期間が終わっていくので、今は、提案された県も含めて、解約あるいは集積計画の撤回をした上で同意をとるという形で進めていただいている。

(高橋部会長) 権利の期間が順番に終わっていくというのは、権利設定期間は何年なのか。

(農林水産省) 10年以上のものが多く、一律に決まっているものではない。

(高橋部会長) 10年は長い。ある意味で、10年間我慢しろという話はちょっと厳しいので、事後的に説明して丁寧なやり方で同意をとるのだったら、そういう制度をつくれればよいのではないか。それは撤回と同時策定でできるということなのか。

(農林水産省) 然り。既に、改正土地改良法の施行時に何年かの期間を残して機構に貸し付けられていたものについては、その貸付けの原因となった集積計画を一度撤回して、新たに集積計画を作成・公告するというところで、貸付けが新たに行われるということで、いわば切り替えるということをやっている。

(高橋部会長) それは手続が1個増えないか。撤回と公告は要るのか。

(農林水産省) 要るということでやっている。

(高橋部会長) 同意を取りつけたらそういう手続は省略できないのか。同意をとれるという制度にしたなら、撤回・公告という話は省略できないのか。

(農林水産省) 恐らく同意だけではなくて権利を動かさなくてはいけないということ。今10年の人というのは、そのままだと、この機構関連事業は15年以上の期間が現にあるということが要件になっているので、結局、そういう期間を改めてつくらなくてはいけない。そのときの手続に、今、おっしゃったように、同意があればということなので、今回、そういう同意を前提として、きちんとした権利を、集積計画を撤回なりあるいは再設定ということで、同意に基づいて新たに15年なりを期間とする権利移動をこれによって進めて、事業ができるようにしようという形。

(高橋部会長) 手続が1個増えるということではないのか。

(農林水産省) おおむねの農地中間管理機構への貸付けは10年のものが多い。機構関連事業の要件とされている貸付期間は15年以上である。改正土地改良法の施行後に、機構関連事業をやりたい地区については、15年以上を貸し付けていただくことになる。既往のものを、結局10年のものを15年にするというために、いずれにしても撤回なり再設定が必要ということであり、そのときに同意をとるということでやっさいこうとしているというのが、今の当方の行政の進め方である。

なので、撤回が生じるのかというお尋ねについては、撤回・公告は1つ増えている。たまたま今1つ増えている手続が事業要件上必要とされている期間の延長と重ね合わせて行われているということである。

(高橋部会長) 手続が1個増えるのだったら、なくしたほうがいいのかという話だと思うのだが。要するに、同意を得るという手続をした上で、その場合には要らないとはできないのか。繰り返しになるが。

(農林水産省) 増えているというか、今のままだとできないということ。現行の期間が多いものは10年だが、それよりも短いものも、もちろん長いものもまれにあるが、今のままだとできない。それを今回この手続でもってできるようにしようとしている。増えているというよりも、撤回と計画の作成は、同時に、手続としては2つあるようだが、一度にこれができるような運用も我々としては考えてお知らせしているということ。

(伊藤構成員) 例えば、10年から15年という非常に単純な延長で、中身も全然それ以外は全く変更がない場合でも、1度撤回して作成する、報告するというのを踏むというのは必要になっているという理解か。単純延長みたいな考え方もできないのか。

(農林水産省) 確かに変更点が期間だけという可能性はあるが、そもそも集積計画というのは、根拠法上、変更手続というものが予定されておらず、したがって、延長のための一部変更みたいなことをやった場合に、制度上の手続でもってやっているものではないので、結果的に機構関連事業という公共事業を当該土地でやることを考えると、その所有者の保護のためには、集積計画を新たに公告するという一定の制度に基づく手続ののっとなってやるのが望ましいのではないかと考えて、今、こうしている。

(高橋部会長) それでは、内容が変わるかもしれないので、ちゃんと新しくするときには公告という手続が要するという説明か。

(農林水産省) 然り。制度上、所有者があらかじめ説明を受けることが土地改良法との関係で必要になるから、制度に書いてある集積計画の公告というところと結びつけるのが適当であると考えている。

(高橋部会長) 合意内容と一致していたら要らないとはできないのか。あらかじめ合意のときに、こういう事業でやりますという説明があるのではないのか。それについて一致している場合には、要するに、改めて公告の手続は要らないという考え方はできないのか。

(農林水産省) この仕組みでは、公告によって権利が移転する。

(高橋部会長) 延長の話ではないのか。

(農林水産省) 延長も、その期間というのは10年でもって公告され、10年間においてはAさんからBさんに利用権が設定されるという状態がそれによって担保されている。

(高橋部会長) その場合の公告について、わざわざ計画をつくり直す必要はないのではないのかという話をしている。前に公告した内容について単純に期間延長をしますという公告だけ。

(農林水産省) そういう公告ということか。

(高橋部会長) 然り。

(農林水産省) 集積計画において、そういう変更の公告という手続は、今はない。

(高橋部会長) だから、それをつくっていただけないかということなのだが。

(農林水産省) これは結果的には同じ。事実上、同じ効果。これは一度でかつ終わるということ。同意を前提として、撤回と計画の作成は一度に行うので、今日説明した内容において結果は同じだ。

(高橋部会長) 事務局、これは一緒になるのか。

(須藤参事官) 改正土地改良法施行後に農地中間管理権を取得した農地については、10年のものを15年にする場合については、集積計画の変更が必要だが、この場合は公告不要という理解でよろしいか。

(農林水産省) 然り。

(須藤参事官) これは権利としての期間が延長される場合であっても公告は不要という手続になっているということか。

(農林水産省) 然り。

(須藤参事官) 必ずしも集積計画で当初公告されたものの期間延長をすることについて、公告が必須ということではないという理解でよろしいか。

(農林水産省) 期間延長については、そうだ。

(須藤参事官) 恐らく、部会長なりほかの先生もおっしゃっているのは、実質的な同意をとれば、この施行後の手続と同様の効果は実際にあるので、それは同様の形でよろしいのではないかということだと思ふのだが。

(高橋部会長) そういうこと。わざわざ公告まで要らないのではないかという話。

そこは御検討いただいて。

(農林水産省) 集積計画のときに、この事業が行われるという説明をどこのタイミングでやるかという問題が1つあることと、今の集積計画の延長は事実行としてそういうことで行われているという運用実態があることは、当方は認識しているが、それについて権利関係は本当にどうなのかという議論も必要だということも含めて検討したい。

(高橋部会長) それでは、御検討いただきたい。

(須藤参事官) 集積計画を変更した場合は、配分計画も必ず変えないといけないのか。

(農林水産省) 必ずしもそうではない。そこは借りるプロセスと貸し出すプロセスは切れており、大原則からい

うと自分の権利のないものを勝手に貸し出すというのはおかしいのだが、配分計画と集積計画については、仕組み上、必ずしも連動しているわけではない。

(須藤参事官) 農地中間管理権を再設定すると、それを根っこにした配分計画のほうも、結局、当初設定するときと同様のプロセスを踏んで見直さなければいけないのではないかとこのところでの煩雑さもあるのかなという感じなのだが、要は、農地中間管理権を再設定するような形になれば、それは配分計画はもう一回設定するような手続をとらないといけないということでもないのか。

(農林水産省) 必ずしも配分計画を見直すべきということにはならない。

(高橋部会長) そこは、周知していただくということはあるかもしれないので、御検討いただきたい。

最後は、御検討いただくということなのだが、これも一緒か。先ほどの1番目と一緒にスケジュールで御検討いただくということによろしいか。

(農林水産省) 然り。タイミングとしては同じ。

(高橋部会長) それでは、ぜひ御検討いただければと思う。

これは細かな委託だったら別に認可も要らないのではないかとというのが基本だと思うので、行き過ぎは是正していただくという方向でぜひ御検討いただければと思うので、よろしく願います。

(農林水産省) 我々も、そういうことも頭に置いて日々聞いている。

(高橋部会長) わかった。そういうことで、引き続き2次ヒアリングまでにまた御整理いただきたい。

<通番 14：土地改良事業に係る受益地の変更要件等の明確化（農林水産省）>

(高橋部会長) 国の事業について、国が変更手続の開始を行う権限を持っているとのことであるが、個別判断にしてもある種の目安や事例は示すべきではないか。

(農林水産省) 国が今示しているものとして、事業計画変更という手続をとるかどうかについては、全体の5%の面積変動があったかどうかによると決められており、これは広く知られる形となっている。

個々の事例について言うと、末端の整備をしている事業実施主体や、維持管理や利水管理をしている主体などの方々の意向や影響の判断が必要になるため、かなりケース・バイ・ケースになり、具体的にそうした方々と調整をしてもらえれば問題は解決する。具体的な事例を示しても、それに当てはめて必ずしもうまくいくかどうか。ただし、理解の助けという面においては意味のあることかと思う。

(高橋部会長) 地元の大方の同意が得られれば、5%に満たない場合については比較的フレキシブルにできると理解してよいのか。

(農林水産省) 然り。

(高橋部会長) それを明示することはできないのか。

(農林水産省) 計画変更が必要なものについては5%という基準を示している。

(高橋部会長) 5%未満の場合についても何らかの目安や、フレキシブルなものだという程度のことを示すのは意味のあることなのではないか。

(農林水産省) 個々の事案についてはまず施設の管理をする方や末端整備をする方々と、水利用や取水機能の影響等に配慮しながら調整をしていただきたい。

(磯部構成員) その調整ができればフレキシブルに判断できるということによろしいか。

(農林水産省) 然り。そういった調整を行ってもらえれば、5%に至らなければフレキシブルにやっていただいている。

(高橋部会長) 変更するのは農林水産大臣なのか。

(農林水産省) 5%を超えた場合はそうである。

(高橋部会長) 超えない場合については、どうなのか。

(農林水産省) 超えない場合は施設規模に影響しないため、変更手続までは行っていない。

(高橋部会長) では受益地からの除外はどうやってできるのか。

(農林水産省) 最終的な事業完了公告時に明確になる。その前段階で除外を前提として施設計画等の整理を行って事業を進めていくため、実態的に除外前提で整理をし、最終的に完了公告をする形。

(高橋部会長) 施設整備計画は国が定めるのか。

(農林水産省) 然り。

(高橋部会長) そうすると除外するという意思表示は、国に伝わる必要があるのではないか。

- (農林水産省) それについては、日常業務の一環として土地改良区等の施設管理をしている方々から報告をしていただくようにしている。報告を受けて、その累積がどうなるかを見て計画変更の要否の判断をしている。
- (高橋部会長) その場合に、明確な受益地であるのに除外してしまったような内容については確認しないのか。
- (農林水産省) 市町村と土地改良区で除外についての判断があれば、それについて報告を受け、計画の中では除外を前提に事業を進めていく。ただし計画変更手続という法手続をもって対外的に示す形で行っているのは5%を超えた場合であり、それ以下の場合はそういった変更ありきという形で、柔軟に事業を進めている。
- (伊藤構成員) 5%というのはトータルの中での5%か。例えばある市町村なりの地域で受益地を変更したい場合、他の地域ですでに受益地の変更が行われており、トータルで5%を超えるかどうかを市町村が判断できないことも有り得るのではないかと。事業全体でどういう状況になっているかについては、国は土地改良区等を通じて情報を収集しているとのことだが、市町村等は問い合わせをしなければわからないのか。
- (農林水産省) 国以外にも、維持管理を担っている土地改良区は把握している。また市町村の農林担当課が把握できているところもある。そうしたところに聞かなければ全体量の把握はできないが、聞けばすぐに答えられる話だと思う。
- まず施設管理を担っている土地改良区に相談をしてもらわなければ、用水利用の観点もあるため、影響の判断等の議論のスタートができない。その段階で累積がどうなのかということも自ずとわかるかと思う。
- (高橋部会長) やはりフローチャートを示してもらわなければわかりにくい。5%未満の場合のフローチャートと5%以上の場合のフローチャートについて、明示するのが極めて重要ではないかと思う。
- 5%の根拠はどこにあるのか。
- (農林水産省) 国営土地改良事業計画変更取扱要領で定めている。
- (高橋部会長) 承知した。5%を超える場合について、当初の申請時には資格がある人が申請できるにも関わらず、なぜ変更の時にはそのような変更の申請もしくは申立といった手続がないのか。
- (農林水産省) 事業のスタート時は、農家の方からの発意のもとに事業を始める仕組みとなっている。事業計画変更は、国が事業主体として事業を進めており、その事業実施中の状況についても国が把握をして、計画を見直す必要があれば変更手続のフローチャートに沿ってもう一度同意手続を取った上で進めていく。
- (高橋部会長) 身近に状況変化を感じているのは、申し立てを行う方、もしくはそれを管轄している市町村であるため、申請権を与えろとまでは言わないが、申出の手続は法定化された方が良いのではないかと。
- (農林水産省) 現在、国が把握をしつつ一定の規模になった場合に計画変更しているのが、例えば個々に変更手続をすることになれば、非常に大変な手続となる。
- (高橋部会長) そうした手続であってもとにかく変更したいという市町村があれば、申出の法的なきっかけがあったほうがいいように思う。
- (農林水産省) そうすると、1つ1つ個々に変更を行うということか。
- (高橋部会長) 今だと自分たちで取りまとめて持ってこい、という印象を受ける。
- (農林水産省) そういうわけでもない。
- (高橋部会長) だがまさに地元のいろいろな利害関係を調整してから持ってきてくださいという話ではないのか。
- (農林水産省) それが無いと変更できない。
- (高橋部会長) こういった変更をやるのなら地元の理解は必要だが、どうしても調整できない場合もあって5%以上を外したいという当事者もいるはずで、そういう時は申し出のきっかけがあってもいいのではないかと。
- (農林水産省) 法的な手続をしていく中で、一方的に受益地の変更をしたいというだけで計画手続を進めていけば、当然途中の段階で調整が付かなくなる。
- (伊藤構成員) その点に関しては同意徴集が手続の過程に入っており、申請人が申し出てもそこで同意が得られていないとって止めればいいだけの話ではないのか。
- (農林水産省) 発意するルールやきっかけ、意思表示といった点が分かりにくいというご指摘かと思う。その辺りについて、まず手を挙げるという行為がどういったきっかけでできるのか。そこについてどうやったら地方に最も負担のない形でやれるのか。それは検討してみたいと思う。
- (高橋部会長) 期間の目安のようなものはどうか。5%未満と5%以上は全く手続が違うため、5%以上についての期間の目安みたいなものは地方に示すことはできないのか。
- (農林水産省) 期間というと、どういうことか。
- (高橋部会長) 調整が済んだと農林水産大臣に報告し、そこから農林水産省が変更手続に入る。そのいわゆる変

- 更手続に入ってから実際に計画が確定するという期間の大体の目安を示せないか。
- (農林水産省) 例えば計画変更の法手続の最近の例で言えば、11 カ月～1 年弱ぐらいだとか、その前の審査で4 カ月ぐらいだとか、そういったことか。
- (高橋部会長) なるべく短くということかと思う。
- (農林水産省) 法定手続で公告縦覧なども法定日数が決まっており、同意徴集手続は地域のケース・バイ・ケースであるため、標準処理期間というよりも平均このくらいという大体の目安期間になる。
- (高橋部会長) 農政局がそれを目指してやる、という話はできないのか。
- (農林水産省) 同意徴集の期間等があるため、なかなか難しい。
- (高橋部会長) 事実上の調整は済んでいるのではないのか。ケース・バイ・ケースは理解できるが。
- (農林水産省) 3,000 ヘクタール以上の面積になると受益者が相当な人数になる。
- (高橋部会長) 事情については理解するが、要するに標準処理の目安のようなものを示すことはできるか。
- (農林水産省) 標準処理期間は示しがたいが、受益地の変更をしたい方が時間的なイメージを持てるような実際の処理期間の目安について、資料や情報の提供は考えられるかと思う。
- (高橋部会長) それ以外のことはケース・バイ・ケースだと思うが、事例の紹介についてもしていただきたい。
- (農林水産省) 平均で要している期間や事例など、実情に関する情報提供がどういう形でできるのか、検討してみたい。
- (伊藤構成員) 補助金の返還の話で、回答の中では例えば5ヘクタール程度の規模であれば返還する必要はないということだが、実際に返還を要するほどの規模というのはどれぐらいだと見ているのか。この回答だと自治体の側からすると、自分たちが考えているのが本当に返還に当たるのか当たらないのかわかりづらい。
- (農林水産省) 事業が実施途中であれば、変更が行われればすぐに施設規模の見直しを行いながら進めていくため、その段階においてはまず返還事案に当たるような状況にはならない。最終的に大きな面積になって規模が変わるような場合は、計画変更手続をして変更後の形で事業を実施することとなる。
- ただし、5ヘクタール未満というのが例えば国の事業ではなく県営や市町村営でやるような末端の整備になると、ウエイトが大きくなる。そうすると個々の事業主体の事業にどう影響が出てくるのか一概には言いようがない。ただし、現場の事業で実際にどこが転用されるかということがわかれば、施設のどこに影響が出るのかというのがわかる。ケース・バイ・ケースの部分があり、一律に物を示すことは難しい。
- (伊藤構成員) 補助金返還の基準がケース・バイ・ケースだということか。
- (農林水産省) 補助金を使ってつくる施設の規模が、10 で作っていたものが8でよくなってしまったような場合が生じれば、補助金返還の話が出てくることがあるが、事業実施途中で早めにそれがわかれば補助金返還にならない。5ヘクタール未満であればいいというわけではなく、3,000ヘクタールを超えるような規模の事業からすれば、5ヘクタール程度のものは施設規模の影響の幅の中に収まり、返還を要さない事案だろうということ。
- (高橋部会長) 補助金返還の要件としてはあくまでも施設規模に関わる変更で、施設の規模の変更が発生するような場合ということをはっきりさせれば、自治体関係者としては安堵する。
- (農林水産省) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等に則った取扱を改めて周知することは、やるべき努力かと思う。検討する。

<通番 45：建設業許可申請等に係る都道府県経由事務の見直し（国土交通省）>

- (高橋部会長) アンケートが7月下旬に発出されて9月中旬ということで、我々の1次ヒアリングがあるということは御承知だったと思うので、本来は3カ月ぐらい前に実施いただくこともできたのではないかと。
- (国土交通省) こういう時期になっていることについてはおわびを申し上げたいと思うが、ただ、私どもとしては、今年度、予算を確保し、この中で真摯に電子申請化を検討しており、委託調査をする関係で業者の選定等にどうしても数カ月程度かかってしまうという事情があった。また、6月に貴室の方からも調査の共同実施ということでお声がけもあり、調整してきた結果という状況である。
- (高橋部会長) そうすると、我々は10月に2次ヒアリングを予定しているので、それまでには結論は出していただけということでしょうか。
- (国土交通省) できるだけ間に合うように努力したい。
- (高橋部会長) 9月中旬に最終集計ということで、ある程度の時間的余裕があるので、その間に御検討していただいて、具体的の方針を2次ヒアリングまでに出していただくということで、ぜひお願いしたい。

(国土交通省) 努力させていただく。

(高橋部会長) 努力というか、30 年中目途に結論を得るという話になり難くなってしまいう関係上、絶対によろしくお願ひしたい。

(国土交通省) こちらのスケジュールはよくわかっているの、30 年中目途に間に合うように結論を出したい。

(磯部構成員) 申請の電子化というのは、具体的にやることは決まっているという理解でよいか。

(国土交通省) 閣議決定の中で、電子化に関する検討を記載したところであるし、私どもも予算を確保して、今、真摯に進めているところ。どういった内容にするかは、基本設計等いろいろ検討事項があるので、こうしたことをしっかりと潰しながら、やる方向で検討を進めている。

(磯部構成員) もちろん潰すべきところをきちんと潰して、万全にスタートしたいと思うでしょうし、ぜひそうしていただければと思うが、やはりそれがいつごろスタートできるのかということが関心事で、検討の結果、業者の方が次に申請するとき、いつごろから電子化のシステムを使えるのか、目安は今のところないのか。

(国土交通省) 今年度から構想の基本的な考え方から、委託調査も使いながら検討を始めたところなので、これまでのいろいろな電子関係のシステムを構築するときの例を鑑みると、やはり 4、5 年程度はかかってくると思う。コンセプトを固めるのに 2 年程度、実際のシステムの設計開発に 2 年程度、いろいろな試行をやってみて、バグがないか等やっていく必要があるかと思う。

この許可の申請システムは、大臣許可だけではなく、都道府県知事の許可もあるので、どうせやるなら一緒にやっていかないと意味もないだろうと。そうすると、都道府県のシステムと一緒につくっていくことについて、地方公共団体の御協力、御理解もいただきながら調整をしていかないとならない。そうしたことをなるべく速やかにやっていきたいと考えている。

(高橋部会長) 別の議論の中で 32 年度 4 月までに電子化を進めるという話があったはずだが、それについてはどうお考えか。

(国土交通省) デジタルファースト法案とか政府全体として電子化を進めていこうという動きにあわせ、その中では、そういう期間ではなく、当面は書類の削減等により行政手続きコストの 2 割削減を目指しながら、電子化についてはもう少し長い期間で全体的に移行していくということで考えている。

(高橋部会長) 別のところで議論した方がよい話かもしれない。そうなると、閣議決定に 4、5 年と書くのか。

(国土交通省) 今回のアンケートの結果等、今、進めております検討等の状況を踏まえて、どのような表現ぶりにさせていただくか、しっかりと協議をさせていただきたい。

(伊藤構成員) むしろ電子化を進める上で、今年中に経由事務を廃止するという御決断をいただいて、その上でシステムを組んだほうが、予算的にもシステムの的にも非常に簡便なように思うが。

(国土交通省) 当然、去年の閣議決定の中で、廃止する方向で私どもも打ち出しているの、電子申請を組む際にも、経由事務をその際に廃止して、直接電子で整備局なりにいただけるような設計で組んでいくというふう考えている。そういったものを検討していきたい。

(磯部構成員) それができ上がるまでは経由事務は残るということか。

(国土交通省) 今、経由事務の中で書類の形式審査みたいなことをやっていただいております、例えば東京都さんなどは、そのために 10 人ぐらいのマンパワーを置いていただいている。これをもし電子申請化の前にとということになると、今度、整備局のほうにそういう人員体制を敷かないといけないことになる。もう数年で電子申請化をやっているときに改めて国のほうの組織を手当てするというのも、非効率だと思うので、そこをスムーズに電子申請のほうで移行していけるような形で、私どもとしては設計開発をしていきたいと考えている。

(高橋部会長) やはり 4、5 年となると、そこはアンケート結果を見て、直ちに廃止できるかは電子化とは別の形で検討して議論したいと思う。繰り返しになるが、2 次ヒアリングのときまでに方針を定めていただいて、4、5 年かかるということであれば、2 次ヒアリングで直ちに廃止することを御検討いただけないかというお願ひをすることになると思う。そこはよく事務局と調整の上、2 次ヒアリングに臨んでいただければありがたい。

(国土交通省) そういったことも含めて検討するために、今、アンケートをとっているの、よく精査させていただきたい。

(高橋部会長) それでは、そういうことで、引き続きよろしくお願ひしたい。

<通番 31：地方公共団体が実施する災害時飛行を目的とする無人航空機の飛行訓練時の規制の見直し（国土交通

省) >

(高橋部会長) 操縦者に10時間以上の経験を必要とする当該要件について、審査要綱にて記載されているのか。
(国土交通省) 航空局長通達で審査要領というのがあり、原則10時間以上の飛行経験を有することという基準はあるが、大前提として航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないと総合的に判断できる場合は、許可・承認することになっている。

(高橋部会長) その根拠は如何。

(国土交通省) 審査要領の「4. 許可等に係る基本的な基準」において、受けようとする許可等の事項にかかわらず、基本的な基準に適合することと記載されているほか、その後のただし書きで、無人航空機の機能・性能・飛行経歴・安全を確保するために必要な体制とあわせて総合的に判断して、安全が損なわれるおそれがないと認められる場合は、この限りではないとしているところ。

基本的な基準の中に10時間というのが入っているが、必ずしも10時間に満たなければ絶対に許可が受けられないということではない。

(高橋部会長) それが現行の考え方だということだと認識しているが、かつ、許可が要らない場合というのは最初の場合であって、困ったりしている場合は許可が要らないということか。

(国土交通省) 操縦経験が10時間未満でも許可をした事例はある。

(磯部構成員) 許可をした事例の四方がネットで囲まれているとか、それも基準が定められているのか。

(国土交通省) 具体的な基準があるわけではない。いろいろなやり方があり得るため、一定のハードな基準をつくってしまうと、逆に運用上不便をかけてしまうことになりかねないので、航空機の航行であるとか地上、水上の人や物件の安全が確保できるということをどうやって担保するかというやり方の問題だと考えており、その点については実は基準を具体的に明示したものはない。

(高橋部会長) 事務局にお聞きしたいのだが、提案団体の支障というのは許可制になっていることが支障なのか、許可が得られないことが支障なのか、どちらか。

(須藤参事官) 2つある。1つ目は国土交通省が出しているQ&Aの中で、いわゆる屋内については航空法の適用がなく、四方と上方が囲まれているものについてはそもそも航空法の適用除外なので許可は不要であるということになぞらえて、同様のものであればそもそも許可が不要ではないか、上まで囲われていないが、外に出ないような安全確保がされているようなものについては、いわゆる屋内とみなされるのではないかと、許可が不要ではないかという御提案である。

もう一つは、いわゆる許可が必要な場合であっても10時間という要件については見直せないか、一定の場合には10時間要らないのではないかと、2つの要望があると認識している。

(高橋部会長) 実質、屋内と同じ条件だったら一々、許可にかからしめないということがあるのではないかと。

(国土交通省) いわゆるドローン、マルチコプターは、例えばマニュアルで飛ばしていただくとかわかるのだが、急に上昇してしまう。四方をネットで囲っていてもネットの上まですぐ出てしまっ、どこかに行ってしまうということが多分往々にしてあり得るので、四方をネットに囲ったということをもって屋内と同じであると認めるというわけにはなかなかいかないと認識している。

(高橋部会長) 例えばケーブルでつなぐとかではどうか。

(国土交通省) ケーブルでつなぐ場合は、ケーブルが切れる・切れぬという議論はもちろんあるのだが、そこまでし出すとケーブルの強度とかそういう議論になると認識している。ケーブルにつなぐことで許可の対象にはなるが、空域の概念で我々は判断するため、上が閉じているものはオープンエアではないということで、航空法の適用になる空域ではないというのが我々の判断である。例えばどれぐらい広い屋内というのがあり得るかわからないが、例えばヘリコプターを飛ばす場合や、飛行機を飛ばす場合であっても、屋内であれば航空法の規制はかからないというのが基本的な考え方で、それをドローンにも適用しているということがQ&Aの説明である。

(磯部構成員) 屋内とみなすわけであり、屋内だというわけではないということか。

(国土交通省) ネットで囲っていると屋内というわけではないが、屋内と同じ条件だということと認識している。屋内を構成する要件は四方を出られないように囲まれているということである。

(高橋部会長) 例えばプログラミングで上に行けないというプログラムをしてもだめなのか。

(国土交通省) プログラミングというのは機体を構成する要素の1つであり、環境の1つではないため、そこは空域のみなしにプログラミングの要素を入れるのは難しいと認識している。

(磯部構成員) 屋内とみなせば許可不要となるが、そこはかたく閉じている空間と言えるか、それに準ずるものかどうかを見ているのだけれども、ほぼ安全だろうケーブルでつないでいるとかいう場合であれば、許可不要とは言えないが、許可は簡単に出るといえるのか。

(国土交通省) 然り。

(磯部構成員) 恐らく許可が簡単に出るところが伝わっていない。

(国土交通省) 実はその部分も若干心配をしており、提案団体の提案と同じような許可をとっている実態がある。要するに四方をネットで囲って外に出ないように見張りがいてというようなやり方で許可を取得している例がある。御理解をいただけていないというのは、正直申し上げて、我々の努力不足とか工夫不足みたいなところもあるのかもしれないという感じはしており、我々も実は申請された方の御了解をいただいた上で許可事例の公表というのは逐次やっていて、見ていただくとわかるはずではないかと思うのだが、そこまでしない場合はこういった実態というのがわかりにくいということがあるのかもしれない。

(高橋部会長) 四方及び上部をネットで囲えば許可不要になる。

(国土交通省) 然り。

(高橋部会長) それは前例があり、周知徹底も可能だということか。

(国土交通省) 多分、上をふさぐと許可不要だということと、もう一つは上があいていても例えば飛行時間が10時間未満でも割と許可を付与している。

(高橋部会長) そちらはまた別で、まず許可不要な話としてはそういう話がある。

(国土交通省) 然り。その点については川口市の方も御存じと思料。

(須藤参事官) Q&Aに載っているところは存じているが、これは四方、上部がネットで囲われていると書いてあるので、そこまでなくても実質的に彼らが言う同等の安全性があればいいのではないかといいのが提案の趣旨である。

(高橋部会長) 人的な措置では無理か。

(国土交通省) そこはなかなか難しいと認識している。冒頭で申し上げたように、マルチコプターという物自体が急に上昇しやすいものであり、上があいていると割と外に出ていきやすい1つの要因になってしまうため、そこは難しいということになるかと思う。

(高橋部会長) そこはもう少し勉強させていただく。次は飛行経験の時間数の短縮の話だが、これは結局、対応可能だということだが、条件が必ずしもはっきりしないので、そこは提案団体によく伝わりにくいのではないかと認識しているのだが、どういう場合にこれが許可や承認を受けているかを明示できないか。

(国土交通省) どういう形かはわからないが、許可事例をホームページに掲示をしたりすることはもちろん可能であり、多分こういったただし書きで処理しているものは実は訓練以外にもいろいろあり、例えば小型無人機を開発して試験飛行をやるような場合、機体の性能は飛ばしてみないとわからないということがあるので、ただし書きでちゃんと周りに飛んでいかないよう措置するよう定めているはずだが、一番訓練時の事例が多い。そういった意味では事例をきちんと明示するというのは意義のあることだと認識している。

(高橋部会長) これ以外にもあるのか。当然、主な例というのだから。

(国土交通省) たくさんある。

(高橋部会長) それをわかりやすく提示していただきたい。

(国土交通省) 制度を立ち上げてまだ2年半ということもあって、そういう作業が若干、応用問題の部分を類型化してお知らせするという作業が若干おくれぎみのところがあったのかもしれないなと思っており、その点について、本件は典型的な例だと思うので、逐次そういうものは実は最初も全部手作業で御相談いただきながら、「この基準に合っていないのだが何とかならないか」と適宜調整していくというやり方で処理してきたことがあったため、訓練をやりたい方々というのは大体それで処理可能であり、してきた。これからもまだそういう方は増えると思うので、その点についてはきちんとわかりやすく明示をしたほうがいいのだろうと考えている。

(高橋部会長) ぜひ類型化していただいて、わかりやすく例示していただきたい。論点整理しなければいけない部分があるため、2次ヒアリングまでに勉強させていただきたい。

(磯部構成員) 多分、提案団体はQ&Aは読んでおり、あともう一步と考えているところがあるのだろうと思う。だからそういう意味では事例集を集めてとか、Q&Aをさらにもっと充実させるという方法も1つであり、このときには必ず許可されるといった一律の基準なんて示しようがないだろうということにはわかってはいるので、ただ、豊富な事例を参考に提示していただきたいと思う次第。1年間の包括許可について、これも比較的簡単に出る

ものなのか。

(国土交通省) これは比較的簡単に出る。包括許可をやっているというのは基準にも書いてあり、それはそれで多分御存じではないかと思うのだが、場所が特定できる場合など、その場所でいつ飛んでもいいように1年間の包括許可をとられる方は多いと認識している。

(磯部構成員) 現行の中でもできるというのなら、そのための手法をわかりやすく伝えるようにということで御検討いただきたい。

<通番 32：災害救助法に基づく借上型応急仮設住宅の供与に関する見直し（内閣府）>

(高橋部会長) 応急仮設住宅の類型は建設型応急仮設住宅と公営住宅と借上型応急仮設とあるが、優先順位はどのような考え方になっているのか。

(内閣府) 仮設住宅は建設型と借り上げ型の2つがある。特に優先順位というものではなくて、可能な限り早く避難所から仮の住まいに移行していただくということで、建設仮設は用地の選定から建設まで結構時間がかかるため、その地域でアパートの空きがあれば、まずみなし仮設を提供して迅速に移っていただく。その間に建設仮設も迅速に建設を進めていく。このような形となっている。公営住宅は、災害救助法とは別の仕組みで提供する場合があると思われる。

(高橋部会長) 公営住宅が空いている場合、当該公営住宅をみなし仮設住宅にしないのか。

(内閣府) 場合によっては、例えば、県が救助主体であるため、近隣にある他の市町村の市営住宅や、国家公務員住宅といったものを活用して、それをみなし仮設住宅のような形で運用することはないわけではないが、基本的には地方公共団体が自らの災害対応として空いている部屋を被災者に提供していただく。それは災害救助法とは別の枠組みでなされているものが多いと思われる。

(高橋部会長) 要するに、応急仮設住宅は確保できるかどうかの話で、確保した上での優先順位はそれほどない。入居する場合に、優先的に借り上げに入れるとか、建設型に入れるという話はない。

(内閣府) 建設か借り上げかという意味では優先順位はない。しかし、事実上は借り上げのほうが早く適用できるので、そちらから早く入っていくのが実情だと思われる。

(高橋部会長) 借り上げ型について、家賃上限を決めて業者から被災者に提供していただくということだと、基準に合わない民間住宅は対象にならないということか。

(内閣府) 家賃上限額よりも高額なものについては対象とならない。

(高橋部会長) 1万円位、超えてしまうと対象にならないのか。

(内閣府) 基本的にはそういうことである。

(高橋部会長) 現物給付というのは、災害時に現金では住まいの確保ができないから住まいを提供するという話ではないか。

(内閣府) 然り。

(高橋部会長) 現物給付と一部負担という考えが矛盾しないのではないか。現物さえ給付できれば良く、例えば住宅さえ給付できれば良いのではないか。救助時、必ずしも一部負担があるかどうかというのは、現物給付の概念とは矛盾しないと思う。

(内閣府) そこは考え方がいろいろあると思う。

(高橋部会長) 矛盾しないという話ではないか。

(内閣府) 基本的にはお金があることによって救助が優先されるということがないようにという発想がある。

(磯部構成員) お金がある人が、お金があるがゆえに救助を受けられるようなことがあったら不公平という考えは、そのとおりだと思っている。災害救助法に基づいて提供される応急仮設住宅には、特段の優先順位があるわけではないということか。

(内閣府) みなし仮設住宅と借上型仮設住宅の間に、どちらを先に入れるという優先順位があるわけではないと申し上げた。あとは市町村、都道府県の判断になるが、現実に避難所にいる方で、例えば小さなお子さんを抱えていらっしゃる人、妊婦、高齢者、障害のある人、そういった人については、もし福祉避難所のような場所で十分なケアが受けられなくても、例えば仮設住宅に行けばより十分な対応がとれるとか、そういった諸々の事情を考えて、優先順位をつける場合もあると思うし、本当に公平にくじ引きとかで行っている場合も多いと思うが、その優先順位をどうするかについては、災害救助法は特段その規定がないので、基本的には救助を求めている方に十分な救助を与えるということが法の大原則である。

(磯部構成員) 必要な救助を与えるというところが一番大事。したがって、そこで家賃の上限というキャップが入ってしまうと、必要な救助を受けることができない人が出てきてしまうことがあるというものが今回の提案。

(内閣府) 仮にそのような、特別な家賃上限以上のみなし仮設住宅を提供しなければならない特段の事情があれば、上限を超える住宅を災害救助法に基づきみなし仮設として提供することが可能な運用をしているので、それで解決できる問題であると当方は考えている。

(高橋部会長) どういう基準をイメージされているのか。

(内閣府) そこはケース・バイ・ケースです。災害の状況や市町村の状況は様々である。今回の7月豪雨みたいに郡部で起こったりすると、そもそもアパートがないような地域もあるので、非常に限られた資源をどのように避難者に提供するかということも含めて、市町村、県で様々なことを考えて行っているので、被災者の方々の色々な状況に応じて、どこまで公助として行うべきなのかということを考えて、国や県、市町村とで協議をして、公平性の考え方や国や県が負担すべき範囲などを考慮して、ケース・バイ・ケースで判断している。

(高橋部会長) その場合、特別基準を適用すると、被災者の一部負担はないということか。

(内閣府) 然り。

(高橋部会長) 要するに、上限額を超えて現物そのものを提供することになる。

(内閣府) 然り。

(磯部構成員) 特別に上限額を超える例外を認めるとするのは、県が認めれば良いということか。

(内閣府) 県と国とで協議をして認める。

(高橋部会長) 国の負担があるのか。

(内閣府) 然り。半分以上は国が負担し、残りは県が負担するので、公平性や、税金でどこまで賄うべきかということも含めて、国と県で協議をして、ケース・バイ・ケースに対応する。

(高橋部会長) 国の税金を投入する限界というものがあり、公費負担の観点から厳しく判断せざるを得ない。そうすると優先順位の話は何らかの形で折り合いをつけるにしても、そこは公費負担に負担がない形で空いているところに入っていくという選択肢はないか。

(内閣府) それを突き詰めると負担できる人が先に入ってしまう。

(高橋部会長) 優先順位を上手に考えればいい話なのではないかと思う。入居順位を、お金がある人だけ先に入れるというような優先順位ではなくて、公平性の観点から割り振って、全体が入ることが前提で、自己負担を了承した人だけが上限額を超える物件に入るというというのは、考えていただければできないことはないのではないかと思う。

(内閣府) 災害救助法上問題がある。

(高橋部会長) 現物給付でも、場合によっては、現物を給付することが重要なので、一定額で切ってしまったということになると、結局他のところは提供できなくて、トータルとしての提供戸数が減ってしまう可能性がある。そこで空いているにもかかわらず、他の地域で探すことに。国費を投入するということがあるので、比較的特別基準も厳しいという中で、そこは優先順位に歪みが生じない形で総戸数を確保するために、一部負担という概念で少し広目に応急仮設住宅を確保するという選択肢があっても良いのではないかと思うので、上手に折り合いをつけるような制度設計を考えていただけないか。

(内閣府) かなり難しいお話かと思う。これも現物と言いながら民間の限りある食料等と違い、一方から一方に提供すれば足りるものではなくて、地域に限りあるものを特に提供義務のない大家さんから空きを提供していただいて、基本的に余り長期での入居をしないことを前提に住まいを提供していただくという制度である。

(高橋部会長) 最近、空き家は多数ある。特に都会でなくて地方に行けば、それこそ空き家はいっぱいあると思う。

(内閣府) 現実には被害を受けた者が住みたいと思われる場所、間取り等のいろいろな条件を考えると、なかなか今でも足元で空き家が多数ある状況であっても、マッチング自体が非常に難しく、当方が提供させていただくものもかなり被災者の間ではくじ引きでやらざるを得なくなっており、御指摘の空き家や都心の状況や、本当に山間へき地にあるような空き家を数があるからといって被災者にそこに入っていくだけかということ、そういうものでもなくて、被災者とのやりとりの積み重ねの中でようやく提供しているという実態もあるので、そこに一部負担という考え方を入れることによって、結局、救助においてお金のある方が優先されてしまうという実態が生じかねないというのは当方で懸念しているところ。

(高橋部会長) 総戸数を増やす発想から言うと、そういう選択肢もあるのではないか。むしろ今のお話は、総戸

数を増やすという方向で考えたほうが良いのではないか。

(磯部構成員) 限られた資源をいかにフェアにディストリビューションするかというのは、倫理でもよく問題になるケースだが、例えば家賃15万円ぐらいのところは上限とするときに、家賃16万円を仮に認めたとしても給付すべき現物は減らない。そこに16万円を例外として特別に認めたからということで現物は減らない。したがって、優先的と言っても本来与えるべき現物の総量には何も影響はないはず。役所の人員がそのような例外をさばくのには時間と人をとられるということは少しあるかもしれないが、なぜできないのか。

(内閣府) 実質的に家賃を負担できる者が、自分が求める住宅に入るために一部公費負担をするような仕組みになりかねないというのも、もう一つ懸念されるころではある。

(磯部構成員) 本当に例外を認める必要がある場合には、総量を増やすというように、理念と規範とルールを定めればできる。

(内閣府) そういう意味で公費負担をすべき必要性がしっかりあるのであれば、そこは現状でも特別基準で運用して、自己負担なしに、必要性に応じて提供しているので、お金が負担できるからやる、お金が負担できないから行わないというのが、災害救助の仕組みの中ではどうしてもそぐわないと思っており、御指摘のような必要性があるのであれば、そこは必要性も考慮して、みなし仮設として全額公費負担で運用上行うということではないかと思う。

(磯部構成員) その特別の取り扱いの規範がない。

(高橋部会長) そこは規範がないというか、決めようがないと言ったほうが正確かもしれない。

(高橋部会長) 理念が優先にならないよう行うことのできるシステムが、ないわけではないと思うので、そこはまた考えていただければと思う。それから、二者契約について、偶然知り合いの人が短期だったら貸すというときに、別にあえて地方公共団体を介在させる必要性がないと判断し、二者間の合意で契約してもだめなのか。

(内閣府) それは二者の契約で、災害救助法の枠外ということであれば問題ない。

(高橋部会長) その時、公費負担はないのか。

(内閣府) ない。

(高橋部会長) 倫理的にどうかと思う。では、自分が自前で契約したといたら、それは災害救助法の対象となるのか。

(内閣府) もちろん災害救助法、現に災害に遭われて住居が必要な者で、自らの資力では家に入ることができない者を対象にしているので、自分でお金があって、自分でアパートを見つけた者であれば、それは災害救助法の対象外となる。

(磯部構成員) アパートを見つけてくれる人は探したけれども、アパート代を払うお金が本当はないという人はいるのではないか。

(内閣府) そこはさらに運用の話になるが、例えば東日本大震災のように非常に広域で大規模に仮設住宅が必要になった場合に、基本的には救助主体である県が業界と調整してアパートを用意するが、それではとても間に合わない。個々の被災者が自力でアパートを見つけ、現実にもそのような契約が先行してしまったようなときに、基準の中であれば後から、みなし仮設として災害救助法を適用することは運用として行っている。

(高橋部会長) 要するに、自分は直接契約することで良いという場合には、そのような形があっても良いかなと思うので、時間の関係でちょっと申しわけないが、さらに論点を2次ヒアリングまでに詰めさせていただきたいと思う。

<通番 33：災害援護資金の貸付制度の見直し（内閣府）>

(高橋部会長) 当方としてはあえて市町村が月賦を選択したいという場合について、それができる仕組みをつくらせていただきたい。必ず月賦にも応じなければいけないという仕組みではなくて、市町村が月賦を選べるような仕組みにさせていただきたいということで、検討していただければと思う。また、保証人に関する規定の見直しについて、これは東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律だと、保証人を立てている場合は金利が0%で、保証人を立てない場合は金利1.5%という立法になっていたが、金利に差をつけた理由は何か。

(内閣府) 当時、厚生労働省が所管していた時代で、そのときどのような経緯で政策判断したかについては、当方では承知していないが、東日本大震災の被害の甚大さに鑑み、できるだけ被災者の負担を少なくしようという趣旨で特例として設けられたと聞いている。

- (高橋部会長) 原則保証人を立てて、しかし、保証人が確保できない場合には保証会社という選択肢を設けることは、制度設計上考えられないのか。
- (内閣府) 恐らく保証会社を立てると、1.5%とか3%ではとても回らないと思う。今でも東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律は別として、3%の利率が結局、市町村の貸付事務、回収事務の事務費に充てられているが、現実問題としてはそれではなかなか足りない場合があり得る位の水準であり、それにさらに保証会社に払う保証料を考えると、さらに利率を上げなければならなくなると思う。
- (高橋部会長) 低廉に抑えるために、二重保証のような制度設計を保証会社に対し政府が認めるのは無理か。また、その場合、結局、焦げつくということはあり得るのか。
- (内閣府) 最終的にはあり得る。死亡免除や、保証人を立てていても保証人が亡くなった場合や、相続放棄された場合、そこに至るまで制度上様々な規定はあるが、最終的にどうしても払えなければ焦げつくことはあり得ると思う。
- (高橋部会長) この場合に保証人を立てない人が結局、払わないで焦げついてしまう場合が非常にあるということが問題だと思う。結局、どの段階で国と言わず公的主体が費用を負担するかという話だ。懸念があるのであれば、二重保証のような形で、保証会社に対して例えば1.5%で対応できないかという形をお願いするというのは無理か。債権回収不能となった場合について、合理的な方法であれば、国又は市町村のお金でその分を保証会社に保証するのは無理か。
- (内閣府) それは、焦げつきリスクを税で補填するような話になってしまう。
- (高橋部会長) 現行法上、焦げついた場合は誰が負担するのか。
- (内閣府) 規定はない。基本的には公的な貸付けの仕組みであるので、とにかく、最後まで回収するというのが基本的な考え方である。
- (高橋部会長) 焦げついて、最終的にこれは無理だといって、どこかで償却しなければいけない。
- (内閣府) 国の貸付金なので、県からその分の貸付金は回収する。
- (高橋部会長) 県から回収するのか。焦げついた場合に県から回収できなかつたら、県に対して国は返してくれと言うわけか。
- (内閣府) 然り。焦げつき分の負担をするのが県なのか市町村なのかという問題はありますが、基本的には国の貸付金であるため、貸付けの相手は県であり、県から回収できないということはあり得ないので、国は県から回収する。
- (高橋部会長) 制度上、国はこういうリスクがあるような資金を貸し付けて、結局、地方公共団体が焦げつかせたら、とにかく貸した以上は返せと言うのか。
- (内閣府) 公的な貸付金であるので、制度としてはそういうことになる。
- (高橋部会長) それはちょっと納得できない。制度上このような災害救助について、生活再建できないで焦げついてしまう場合は定型的なリスクとしてあるわけで、それを地方公共団体がしっかり取立てなかったから、国が厳格に地方公共団体に対して取立てるという制度は納得できない。結局そのような定型的なリスクがあるので貸付けて、生活再建できない方は定型的に出てくるとされる。そういう場合の焦げつきについてどのように負担するかということと、立てられない者にどのようにリスク分散させかというところをきちんと詰めていただくというのは、災害救助の1つの考え方ではないかと思う。したがって、二重保証のような、原子力損害賠償のような話があるのではないかと思う。利率上、民間市場に任せるのでは難しいという回答であるからこそ、原子力損害賠償では民間のリスクで負えないところはバックで公的な主体が手当している。要するに、利率がそんなに高くなるのであれば、そのようなリスク分散というのはあるのではないかということ、他法を参考にして申上げただけなので、可能であればそのような方向で検討したいし、対応していただきたい。現に特例法で、0%、1.5%というふうに明確に区別している立法が先例としてあるので、それに見合って保証料を1.5%ぐらいにさせていただけるような制度設計を考えていただけないか。
- (内閣府) それが被災者のためになるのかどうかという観点も重要かと思う。保証会社が被災者に取立てをするという話も含めて、災害援護資金の趣旨から被災者のために低利で貸し付けているので、保証料を税金で負担した上にさらに保証会社が被災者から取り立てるという話になるが、そのような制度設計というのは当方としては考えにくいということを申し上げている。
- (高橋部会長) リスクを分散するので、リスクが減少するかどうかは事案次第という話だと思う。保証会社に対して必ず利率を下げることで利子補給するように、言ったわけではない。仮の話として、あり得るのではな

いか、リスク分散の観点からあり得るのではないかという話を申し上げている。

(磯部構成員) 確かに原発の事故の話はそういうことなので、災害の種類で対応が違うのが良いのかなと今、話を伺っていて感想としては思ったので、一度持ち帰って考えていただければと思った次第であるが、確かに保証会社を入れて取立てがなされた場合どうするのかというのはおっしゃるとおりの気もするが、それでも良いという人はいるかもしれない。日常的な、もともと経済的に困窮している人に対して貸し付けているということで、生活資金の貸し付けみたいなものではなく、災害に遭ってとにかく1回リセットしてしまったけれども、仕事もノウハウも元気もあってという人は、とにかく当座の資金さえあれば、その後返せるという方には、むしろオプションとしてそれを増やして、生活再建を促進するほうがリーズナブルな気がするので、そういうケースを拾わないというか、シャットアウトしてしまう理由がないのではないかという気がしたが、いかがか。

(高橋部会長) それから時間の関係でもう一つ、保証人を立てない場合、返済能力を見て、その限度で貸し付けるという運用はできないのか。

(内閣府) 負傷とか住家被害の程度に応じて、最大350万円まで貸し付けることができるが、そこは別に満額でなくてもよい。

(高橋部会長) 限度ではなくて、必要性の間で上限が決まっているだけで、本人の返済能力という観点からここまでという運用ができるかどうか。

(内閣府) 基本的には現預金があるとか、全然ないとか、そういう方を念頭に置いて、必要な金額を貸すことができるという仕組みである。

(高橋部会長) 休業とか、休業に服する可能性が全くないとかあるが、それは休業に服する可能性が2カ月ぐらいという人と、全然そのような当てもなく、静養は全くあり得ないといった人とで違うので、そういうものを見て、全く返す当てがないのであれば、返済は難しいから100万円程度にするということはあるか。

(内閣府) そうすると、被災者の方が困ることになる。

(高橋部会長) 結局、全く返済の可能性もなく350万円を貸してしまったら返せないという話になる可能性もあるわけで、そこは市町村としては大変なことではないか。そういうことも御検討いただけないかということ。貸してしまったけれども、結局、生活再建できない方が定型に出てくるところで、マックス貸してしまったがゆえにかなり回収できない額が増えてしまったときの市町村、地方公共団体の負担をお考えいただけないかということ。ぜひ2次ヒアリングまでに、今お願いしたような論点を整理していただき、回答していただきたい。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)